

六月四日（木曜日）

出席議員

のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	豪一	浅川	山田	宮本	田中	沢田	小林	宮崎
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀		かずひろ	のりゆき	恵美子		のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	れい子	こうき

十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番
-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

たかはま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	海津	高山	山本	板倉	関川
なおき	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	敦子	泰三	一仁	美千代	けさ子

欠席議員
なし

三十四番

出席説明員

区 長	成 澤	こども未来部長	多 田	栄 一 郎
副 区 長	佐 藤	保健衛生部長	阿 部	敦 子
副 区 長	加 藤	兼文京保健所長	鵜 沼	秀 之
教 育 長	丹 羽	都市計画部長	小 鵜	光 幸
企画政策部長	新 名	土木部長	細 矢	剛 史
総 務 部 長	竹 田	資源環境部長	松 永	直 樹
防災危機管理室長	榎 戸	施設管理部長	宇 民	清 樹
区 民 部 長	高 橋	会計管理部長	吉 田	雄 大
アカデミー推進部長	長 塚	教育推進部長	渡 邊	了 大
福祉部部長	鈴 木	監査事務局長	畑 中	貴 史
兼福祉事務所長	裕 隆	総 務 課 長		
地域包括ケア推進担当部長	矢 島			

事務局職員

事 務 局 長	佐 久 間 康 一	議事調査主査	菅 波	節 子
議事調査主査	杉 山 大 樹	議事調査担当	宮 川	美 帆
議事調査主査	窪 田 英 二 郎	議事調査担当	阿 部	隆 也
議事調査主査	高 橋 裕 美	議事調査担当	眞 鍋	由 起 子

議事日程

日 程 第 一 一般質問

午後二時開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）

す。

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

九 番 千 田 恵美子 議員
三十二番 板 倉 美千代 議員
を指名いたします。

なお、四番宮野ゆみこ議員につきましては、本日の会議における一般質問は、演壇及び自席での発言は着席にて行うものいたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔岡崎義顕議員「議長、二十五番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十五番岡崎義顕議員。

〔岡崎義顕議員登壇〕

○岡崎義顕議員 令和八年六月定例議会に当たり、公明党文京区議団を代表して、私、岡崎義顕が一般質問をさせていただきます。

区長、教育長の明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、中小企業支援について伺いいたします。

中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰を始め、物価高騰による影響は、中小零細企業の皆様や区民の皆様に、大きな不安や、この状況が長期化するのではないかと懸念する声が上がっております。

私たち公明党は、イラン情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰が、国民生活や事業活動に及ぼす影響を把握するために、三月二十七日から四月十三日に、全国の公明党議員による緊急アンケート調査を実施いたしました。個人・法人合わせて一万二千件を超える回答を集約し、また、法人に関しては、業種や社員規模において、多様な事業者から回答を得ることができました。

この調査の結果、個人では約九八・二％、ほぼ全員が物価上昇を実感しており、九割以上が消費を控えていると回答するなど、生活への

圧迫が広範に及んでいることが明確になりました。

法人では、原材料費や燃料費の高騰によるコスト増が顕著であり、八三・六％が既に影響を受けていると回答しており、さらに、今後の影響が予想されるを含めると九七・一％に達し、ほぼ全ての中小企業が原油高の影響がある又は影響を憂慮していることが確認されました。私たち公明党文京区議団が行ったアンケート調査におきましても、同様の結果でありました。

また、法人調査からは、ナフサを原料とする塗料、シンナー、建築資材やエンジンオイルなど、石油化学製品の調達が既に困難になりつつありとの具体的な声が、全国の中小企業から数多く寄せられました。しかしながら、政府は、原油調達に、「必要な量は確保できており、石油の安定供給の目途が付いている」と強弁している一方で、既に建設業、製造業、塗装業などの多くの業界では、資材の流通が滞り、入荷時期の見通しが立っていないのが実態であります。

このままでは、多くの中小企業の現場は休止状態になり、キャッシュフローの悪化を引き起こしかねません。

こうした厳しい現場の実態を踏まえ、二十三区では、資金繰りの悪化が懸念される中小企業を支援する動きが本格化しており、いずれの区も、中小企業診断士などの専門家が、経営計画の見直しや資金繰りといった相談に対応しており、区の支援制度の活用につなげるなど、中小企業への支援体制を強化しております。

そこで、本区として、現状をどのように認識し、区内中小企業の皆様からどのような声が寄せられ、今後どのような対策を考えておられるのか、伺いいたします。

次に、災害対策について伺いいたします。

防災時における避難所が重要な役割を担っていくことは言うまでも

ありませんが、本区においては、避難所運営ガイドラインの改訂に向けての素案が示されました。

避難所の基本方針や開設・運営に係る対応方針を示すとともに、避難所運営協議会による主体的な運営が行えるよう、運営体制の確立や避難者援護、環境整備などをマニュアル化し、支援が必要な被災者が、より安全・安心な避難生活が維持できるようにするものです。

一方、東京都において、三月三十日に、災害時に区市町村と連携して避難生活を支援するための避難者生活支援指針が公表されました。避難の形態を避難所、在宅、被災地外に分類し、具体的な準備方法などをまとめたそうではありますが、本区として、この指針を受けて、避難所運営ガイドラインにどのように盛り込んでいくのか、また、在宅避難者に対しての支援をどのように具体化していくのか、お伺いいたします。

どの場所で避難生活を送っても適切な支援が受けられるよう望むものですが、その取組についてお伺いいたします。

次に、富士山噴火に対する文京区の降灰対策についてお伺いいたします。

読売新聞の記事によりますと、活火山の富士山は、江戸時代の宝永大噴火以来、約三百年間にわたり静穏な状態が続いておりますが、かつては、平均して三十年に一回程度、噴火していたと考えられるようで、政府は、いつ噴火してもおかしくない状況だと見ております。大規模な噴火が発生した場合、風向きによっては首都圏も降灰に見舞われるおそれがあるとしております。

降灰量が微量から三十センチメートルでは、人命にすぐに影響は出ませんが、三十センチメートル以上になりますと木造家屋が倒壊するおそれがあり、三十センチメートル以内でも住民生活に大きな影響を

及ぼすことが予想されます。

お隣の千代田区では、今年度から、富士山噴火時に発生する降灰対策の強化に乗り出すそうであります。本区においても、降灰対策を具体的に検討してもいいのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の外出促進と健康寿命延伸についてお伺いをいたします。

同僚の田中香澄議員を始め、地域の皆さんが、文の京介護予防体操のインストラクターやシニア向けエアロビクスの主催者として健康づくりに携わっており、感謝の念に堪えません。

そうした現場のお話を伺うと、高齢者の皆様が、いつまでも元気に外出したい、仲間とつながりたいという強い意欲をお持ちだということが感じられます。

しかし、同時に、「会場までの移動が負担です」という切実な声も多く伺います。文京区は起伏に富んだ地形であり、バスは移動に欠かせないインフラですが、経済的な負担が外出を躊躇（ちゅうちよ）させる要因の一つになっているのも事実ではないかと感じております。

現在、東京都のシルバーパス制度は、都議会公明党の推進により、住民税が非課税の方は発行費用が千円、それ以外の満七十歳以上の都民の方は、二〇二五年十月より、従来の二万五百十円から一万二千元に大幅に値下げされ、二〇二六年、今年の十月からは、磁気カードからICカードへ完全移行する予定で、便利かつ負担軽減がされております。

大変に喜ばれるところですが、まだ課税層の負担感があり、社会参加の壁とならないようにすることも大切ではないでしょうか。

近隣の荒川区では、本年より、独自にこのパス購入費用を非課税世

帯と同じ千円にしました。目的として、外出機会を促進すること、認知機能の低下や閉じこもりを予防すること、社会参加を図り、健康寿命の延伸に寄与することとしております。

本区においても、同様の目的を果たすことにつながると考えます。また、坂の多い文京区だからこそ手厚い移動支援をとという区の姿勢を示すことも大事ではないでしょうか。

健康寿命の延伸という大局的な視点から、シルバーパス購入に対する区独自の補助制度を導入すべきと考えますが、区の御見解をお伺いいたします。

先ほど紹介した文の京介護予防体操などは、継続して参加することに意味があります。シルバーパスの負担が軽減されれば、区内各所で行われるこれらの事業へのアクセスが向上いたします。

外出機会が増え、歩数が増加し、多世代と交流することは、フレイル予防や認知症予防に直結いたします。移動支援と健康事業をセットで推進することこそが、二〇四〇年を見据えた持続可能な地域包括ケアシステムの鍵になると考えますが、区の認識をお伺いいたします。

次に、二〇四〇年を見据えたがん医療と文京区の役割について、お伺いいたします。

厚生労働省のホームページによると、二〇四〇年には六十五歳以上の高齢者が三五％を占め、持続可能ながん医療提供体制の構築が課題となっております。

厚生労働省は、都道府県に対し、地域の実情に応じて、がん医療の均てん化（格差の是正）と集約化に向けた検討を進めるよう求めています。

均てん化とは、全国どこに住んでいても、がんの標準的な治療を同じように受けられるようにすること、集約化とは、高度な技術や専門

医が必要な難しい手術などを、設備や経験が整った特定の病院に集めることです。

日本の総人口が減り続ける中、がん患者は二〇四〇年頃まで増え続ける予測の中で、二〇四〇年のがん患者数は、二〇二五年から三％増加した百五万五千人、がんの三大療法別に二〇四〇年の需要を見ると、二〇二五年と比べて、放射線療法は二四％、薬物療法は一五％増加する一方、手術は五％減少すると見通しが示されております。

国は、療法の別の需要を予測・把握することを要請した上で、都道府県がん診療連携拠点病院とともに都道府県協議会を運営し、地域の実情に応じたがん治療の均てん化・集約化に向けた検討を進めるよう求めています。

文京区に目を向けますと、順天堂医院、東京大学医学部附属病院、東京科学大学病院、都立駒込病院、日本医科大学付属病院といった特定機能病院やがん診療連携拠点病院が集中する、日本の中でも希有な地域でもあります。

この特性を踏まえ、二〇四〇年のがん医療体制を構築する上で、基礎自治体としての役割について、確認する必要があるのではないのでしょうか。

第一に、切れ目のない支援の基盤づくりについてです。

高度医療が集約化される一方で、治療後のフォローアップや緩和ケアは地域へ戻されます。治療と仕事の両立支援、若年がん患者への在宅療養支援など、医療の外側にある生活支援の充実が求められますが、本区の取組についてお伺いいたします。

また、患者さん同士が交流できる場（サロンなど）の確保や推進がもっと必要と思いますが、本区の御見解をお伺いいたします。

第二に、予防と早期発見（検診体制の最適化）についてです。

集約化が進むからこそ、前段階である予防・検診の精度と受診率向上が自治体の大きな仕事になると思います。

予防・検診の制度と受診率向上の取組をどのように進めていくのか、区の御見解をお伺いいたします。

また、二〇四〇年には高齢者が激増するため、単に検診を促すだけでなく、認知症などを抱えるがん患者への地域での支え合い体制については、様々な疾病を抱えていてもいなくても、整備する必要があると考えます。区の御見解をお伺いいたします。

次に、酷暑の夏も涼しい環境で子どもの居場所を確保する対策について、お伺いをいたします。

さきの予算審査特別委員会でも会派として指摘したとおり、近年の記録的な猛暑を受け、子どもたちが夏季休暇中に安全に過ごせる居場所の確保は喫緊の課題です。保護者の皆様から、切実な要望をいただいております。

昨年度、協定に基づく運営事業者の協力により、元町ウェルネスパークの一部を八月三十一日に開放いただいたことは大きな一歩であり、感謝申し上げます。

私もお伺いいたしました、小学生以下の多くの子どもたちが涼しい環境で元気に遊び回る姿を拝見しました。しかし、夏休み全期間を通じて対策としては、更なる拡充が求められます。

これまでも、学校の体育館やスポーツ施設など、所管への相談を重ねてまいりましたが、暑さ対策については、環境政策課が取りまとめを行い、企画課も全庁的な調整をして後押しをしているとお聞きしております。

現在、スポーツ施設や元町ウェルネスパークも含め、冷房設備が整い、子どもたちが一定人数集まれるスペースを持つ施設にはどのよう

な候補がありますでしょうか。

湯島地域における湯島総合センターの完成が待たれる中、暫定的な措置も含め、既存施設の活用が不可欠ですし、既に気温の高い日が増えております。

現段階ではどのような方向性をお持ちなのか、また、どのように検討されているのか、お伺いをいたします。

指定管理者などの管理する施設も含め、区が主体となってこれら施設の積極的な開放を働き掛けるなどして、酷暑時の子どもの居場所の確保について取り組んでいただきたいと思います。区の御見解をお伺いいたします。

次に、教育について四点お伺いいたします。

初めに、認知機能の強化を目指す取組についてお伺いをいたします。文京区では、今年度から五歳児健診をスタートし、子どもの成長と発達を早期から支援する取組が始まりました。

しかし、地域の保護者の方から伺う話では、小学校入学後に、勉強や友人関係に難しさを感じ、診断を受けたところ、障がいではないがグレーゾーンに相当するということもあるとのことでした。

児童精神科医でもある立命館大学の宮口教授は、こうしたグレーゾーンの子どもたちへの支援が必要であると考え、認知機能を強化するコグトレを考案されました。

このコグトレについては、令和二年十月に開催した文教委員会での研究会において、宮口教授から、困っている子どもの背景と具体的支援の認知機能を高めるコグトレとのテーマで講演をいただき、学ばせていただきました。

我が会派として、本年三月、このコグトレを学校教育の一部として導入している大阪府和泉市に訪問し、導入の経緯や効果について視察

をさせていただきます。

初めに、コグトレを導入した国府小学校では、約十年前、話を聞くことが難しい子どもたちが大変に多い状況でした。そこで、まず支援学級でコグトレの活用を始めたところ、認知機能が大きく改善する事例が増えてきたことから、少しずつ通常の学級でも取組が始まり、その後、特別支援部会が中心となって、コグトレを学校全体で実施することになったそうです。

週三回、朝の時間を十分程度使い、各クラスで実施したところ、授業への集中力が強化され、学力にも向上があったそうです。また、生活の中で考えて行動するようになり、トラブルが減ったとのことでした。また、コグトレはゲーム感覚で実施できることから、児童も意欲的にかつ継続的に取り組むことができます。

本区においても、こうした取組を活用して、子どもたちの健やかな成長と発達、そして学力向上の底上げにつなげてはいかがでしょうか。教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、東京都が進めているチャレンジクラスについて、お伺いをいたします。

学校に行きづらい児童・生徒への支援として、本区において、学びの架け橋事業など、継続して強化されていることを評価いたします。公明党文京区議団としてもこれまで様々な提案をしてきましたが、学びの多様化学校の設置について提案したところ、負担が大きく、ハードルが高いという見解を示されました。

そうしたところ、東京都では、都議会公明党の推進もあり、二〇二四年度から、都内公立中学校において、校内にチャレンジクラスを設置する事業をスタートしています。

具体的には、都の教育委員会が、区市の教育委員会が設置するチャ

レンジクラスに対して、既存施設の整備に係る費用の半分を補助するほか、設置校の教員を加配する体制としております。

チャレンジクラスの開始時の二〇二四年度は、都内十校に八十四人、二〇二五年十月末では、都内十四校、四十二学級に約二百三十人が在籍しており、利用が広がっているとのことです。

こうした取組もあり、東京都における公立中学校の不登校生徒数は、二〇二五年十月時点で一万八千三十九人となり、前年度から四百十二人の減少が見られております。

本区においても、チャレンジクラスの設置をして学びの多様化を進め、児童・生徒の更なる学びの確保につなげていただきたいと思います。ですが、御見解をお伺いいたします。

次に、英会話学習についてお伺いいたします。

本区では、英語力向上推進事業を実施して、区立小学校、中学校全校に外国人英語指導員（ALT）を配置して、児童・生徒の英会話向上への学習機会の拡充を行ってきたことを評価しております。

まずは、この事業の成果をお伺いいたします。

また、一方で、積極的にALTと英会話ができる児童・生徒もいれば、恥ずかしいという感情などもあり、ALTとの会話に消極的な児童・生徒もいるかと思えます。

こうした課題を改善する一つの方法として、オンライン英会話の活用が全国で広がっており、全国の私立学校の五〇%以上で実施され、自治体主導の導入は、約百二十の自治体が導入しております。

学校によっては、ALTとオンライン英会話を併用することで、児童・生徒の能力や性格に寄り添った形で英会話の機会を確保し、児童・生徒の能力向上、意欲向上につながっております。

また、不登校の児童・生徒もオンラインを活用できる場合もあり、

学習機会の確保につながっております。

本区においても、A L Tとオンライン英会話を併用して、英会話学習の更なる向上につなげてはいかでしょうか。御見解をお伺いいたします。

この項の最後に、ラーニングとバケーションを合わせたラーケーションについてお伺いいたします。

先日、地域の保護者の方から、文京区でもラーケーションを導入してほしいという要望がありました。調べてみますと、愛知県で始まったこの事業は、家庭での主体的な学びと保護者の休暇を組み合わせ、平日に学校外での学習活動を確保し、出席扱いにするという取組です。滋賀県なども同様な取組を始めました。

最近では、成長期における様々な体験の有無が、その後の成長に影響があると言われておりますが、家庭での事情も異なりますので、学校や地域での取組も一層重要となっております。

一方、家庭での体験活動は、どうしても週末や長期休暇のときに当たするため、利用者が集中してしまい、予約が取りづらいという事情もあります。しかしながら、平日に学校を休ませて外出するのは、評価への影響もあり、大変に難しい状況でもあります。

そうした課題を解決して、子どもたちの充実した学びを応援するラーケーションを、本区においても検討してみてはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

次に、就職氷河期世代への取組についてお伺いをいたします。

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代は、今や四十代から五十代半ばに差し掛かっており、高齢期に入ることを見据えた支援に取り組みなければなりません。

そこで、政府は四月十日、氷河期世代に対する新たな支援プログラ

ムを決定いたしました。二〇二八年度までの三年間で集中的に実施するとし、氷河期世代は一九九三年から二〇〇四年頃に就職活動した世代で、新卒時に希望する就職がかなわず、不安定な仕事に就かざるを得なかった人は少なくなく、他世代に比べ、賃金上昇率は小さく、金融資産の保有額も少ないとされ、生活基盤を安定させる支援が課題です。

これまでも、政府は、正社員化の後押しや公務員採用などに取り組んできましたが、不本意に非正規で働く氷河期世代の人は、二〇二五年時点でなお三十三万人存在しているそうであります。

非正規雇用が長引けば、将来の低年金につながりかねません。そのため、今回のプログラムでは、高齢期を見据えた支援を明確に打ち出した点は重要であると思います。

老後の資金不足や住まいの確保が課題となりやすいため、金融教育などによる家計改善・資産形成の支援のほか、住宅確保に向けた支援策として、高齢者の入居を拒まないセーフティネット住宅の普及などに取り組むとされております。

このほか、働きながら家族の介護を担う人が十年前の同年代より二十五万人増えていることを踏まえ、介護離職の防止に向けた支援にも力を入れようとしております。

そこで、本区としても、就労・人材確保支援の中で、中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業として、区内中小企業に就職を希望する求職者とのマッチング支援で、就職氷河期世代の方を対象とした支援の取組を実施しておりますが、その成果と今後の支援の取組について、お伺いをいたします。

最後に、湯島総合センターの建て替えについてお伺いをいたします。湯島総合センターの建て替えについては、これまで近隣六町会の代

表を始め、高齢者クラブや青少年委員会、青少年健全育成会などの利用団体代表者との意見交換会を重ねる中、整備の検討の方向性についてのアンケート調査や中高生向けワークショップを行うなど、丁寧に進めてこられてきたことに感謝申し上げます。

二月議会で屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能案が示され、その後、サウンディング型市場調査が行われましたが、調査結果を踏まえ、今後どのように進めていけるのか、さらには、今後のスケジュール感をどのように想定されるのか、お伺いいたします。

また、管理・運営計画策定支援事業者と設計者を同時に公募されるそうですが、第二のビックセンターとも言えるような大規模な複合施設になりますので、区の役割もとても大きいと思います。その認識をお伺いいたします。

地方自治体公民連携研究財団の藏田代表理事は、公共施設を地域価値創造の拠点という観点から、公共施設の大規模の建て替えについて、公民連携を進めるに当たって大切なことは、第一に、行政内部の体制整備、いわゆる庁内横断の検討体制、第二に、公民の適切なリスク分担、第三に、地域との合意形成、第四に、地域企業や人材の参画と言われております。そして結びに、公民連携は民間に任せる政策ではなく、地域の力を結び直す政策と結論付けております。

大切な視点かと思われしますが、その取組についてお伺いをいたします。

最後に、現在、図書館や児童館・育成室、福祉センター湯島の利用者からは、工事中の代替場所の確保を心配されている声も耳にいたします。

民間の施設も含め、代替場所の確保の検討を早急に行っていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 岡崎議員の御質問にお答えします。

最初に、中小企業支援等についての御質問にお答えします。

今般の中東情勢の影響を受け、原油価格や物価の高騰が続いており、企業活動の先行きは不透明な状況にあると認識しております。

また、中小企業支援員による訪問相談や、東京商工会議所文京支部と連携した経営相談の中では、現時点で直接的な影響はないとする企業がある一方、今後の更なる物価高騰に加え、安定した受注の確保や従業員の賃上げへの影響を懸念する声が聞かれたほか、実際に一部の石油系製品の仕入れに影響が出ているとの報告も受けております。

区では、各種経営相談により、区内企業への影響を把握するとともに、相談内容に応じた適切な支援策につなげるなど、本年度拡充した中小企業の企業力向上に資する取組を推進しているところです。

引き続き、今後の経済状況及び国や都の動向を注視し、必要な支援策を検討してまいります。

次に、災害対策に関する御質問にお答えします。

まず、避難者生活支援についてのお尋ねですが、本年三月に公表された東京都避難者生活支援指針では、在宅避難者への支援は、避難所を拠点として実施するとともに、避難所以外に拠点を設置することも検討し、適切な体制を整備することなどの方針が示されたところです。

本指針を踏まえ、避難所における在宅避難者への支援について、現在改訂を進めている避難所運営ガイドラインに反映してまいります。

また、在宅避難についての積極的な周知啓発を継続するとともに、ガイドラインとは別に、災害時に在宅避難している被災者の状況把握や備蓄物資の配給方法等、生活支援に向けた取組についても、検討してまいります。

次に、富士山噴火に伴う降灰対策についてのお尋ねですが、都の地域防災計画火山編に基づき、区の地域防災計画においても、火山災害の被害想定を記載し、震災と合わせて、自宅での水や食料等の備蓄を推奨しているところです。

引き続き、富士山大規模噴火時の具体的な降灰対策や家庭内備蓄については、都や他自治体の取組状況を注視してまいります。

次に、高齢者の外出機会の促進等についての御質問にお答えします。議員御指摘のとおり、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸には、各種事業への継続的な参加と、そのための外出や移動の支援も重要な要素であると認識しております。

区では、都と連携してシルバーパスの周知や案内を行うほか、Ｂーぐるの運行や施設等のバリアフリー化の推進などにより、外出機会の促進につながるよう努めているところです。

なお、シルバーパスについては、都において、昨年十月より、基準以上の収入がある方の本人負担額が大幅に軽減されたことから、区として追加の補助は考えておりません。

また、都では、本年十月からのシルバーパスＩＣカード化により、利用実態を把握しながら、高齢者施策全体を総合的に議論する中で制度の在り方を検討していくとしており、今後の動向を注視してまいります。

次に、がん医療と区の役割に関する御質問にお答えします。

まず、切れ目ない支援の基盤づくりについてのお尋ねですが、区で

は、がん患者の経済的・心理的負担を軽減し、社会参加を支援するためのがん患者等アピアランスケア支援事業を行っております。

さらに、文京区がんサポートあんしんガイドでは、ハローワーク飯田橋やがん相談支援センターなど、がん患者とその家族が利用できる地域資源を案内しております。

また、乳がん患者を対象とした交流会に加え、昨年度から、がんの種類を問わない患者交流会の開催や、若年がん患者在宅療養支援事業を実施しております。

引き続き、これらの情報を区ホームページやリーフレット等で提供するとともに、がん患者とその家族に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、予防と早期発見についてのお尋ねですが、区では、四十歳以上の区民に、胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診の案内はがきを送付しております。加えて、子宮、乳がん検診や胃がん内視鏡検診の対象者に受診券を送付し、特定の年齢で未受診の方には、検診開始から約三か月後に、再勧奨のはがきを送付しております。

また、国民健康保険加入者の健康診査対象者には、大腸、肺がん検診を含む区のがん検診の概要を掲載した案内冊子を配付し、受診率の向上に努めております。

さらに、検診の精度向上の取組として、要精密検査と判定された方で、区が精密検査の受診を確認できていない方には、受診を促す通知を送付しております。

今後とも、様々な機会を捉え、がんの早期発見・治療につながるよう努めてまいります。

次に、地域での支え合い体制についてのお尋ねですが、新たな取組として、東京大学グローバルナースングリサーチセンターが、区との

協定に基づき、区民のケアコンピテンシーの向上に資する講座や、くらしの保健室などを拠点とした地域づくりを実施しております。これらの事業等を通じて、地域資源の更なる掘り起こしや、地域活動の活性化へつなげてまいります。

高齢者が増加傾向にある中、地域で共に支え合う仕組みを充実させるためには、地域全体で高齢者の暮らしを守り、共に助け合う支援体制を推進することが重要と考えており、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。

次に、猛暑時の子どもの居場所についての御質問にお答えします。子どもが集まることができる施設については、児童館や育成室に加え、区立小学校の体育館や指定管理者等が管理する施設も含めて検討しております。

議員御指摘の元町ウェルネスパークの体育館の開放は、本年度も八月に実施する予定と聞いております。

また、スポーツセンターと総合体育館のプールでは、夏休み期間を含む七月及び八月に、全ての時間帯を個人利用とすることで、子どもを含む区民が広く利用できるように運用しております。

育成室及びアクティにおける学校の体育館の活用に加え、昨年度には、こどもひろば事業において、区立小学校三校で延べ二十七回の体育館開放事業を実施しており、本年度も各校と調整を行っているところであります。

このほか、区では、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、気候変動の影響への適応として、木陰のある空間づくりや簡易ミストの設置拡充など、暑熱ストレスを減らす工夫を行っております。

夏の猛暑日が増加傾向の中、子どもが安心して涼しく過ごせる居場所の確保について、引き続き、指定管理者や学校等の協力を得ながら

取り組んでまいります。

次に、就職氷河期世代の就労支援についての御質問にお答えします。区では、区内中小企業への就職を希望する就職氷河期世代等の多様な人材と企業のマッチング支援を行う、中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業を実施しております。

就職氷河期世代は、過去の厳しい雇用環境の影響により、不本意な就労や無業状態を余儀なくされ、キャリア形成等に困難を抱えているケースも少なくないことから、安定した就労に向けた伴走型の支援が不可欠です。

本事業では、就職に資するセミナーの開催に加え、参加者の経歴や能力、就労ニーズ等に寄り添った個別カウンセリングを実施し、状況に応じて就職後もフォローアップを行うなど、きめ細かな伴走の下、企業とのマッチング支援を進めてまいりました。

その結果、参加者と企業からのアンケートにおいて高い評価を得ており、双方にとって有益な成果を上げているものと認識しております。引き続き、社会情勢や求人動向を的確に捉え、就職氷河期世代等のニーズに沿った支援策を進めてまいります。

最後に、湯島総合センターの建て替えに関する御質問にお答えします。

まず、今後の進め方についてのお尋ねですが、本年三月に実施したサウンディング型市場調査では、管理・運営計画策定支援事業者と設計者を同時に選定し、区と両事業者が連携しながら検討する事業手法の有用性を確認することができました。

また、区を含めた三者の連携を促進する仕組みの検討が必要といった、本事業への参画を検討する事業者視点での意見を把握しました。

本調査の結果を踏まえ、公募条件を精査した上で、本年度中に両事

業者をプロポーザル方式により選定し、令和十二年度以降の建設工事に向け、来年度から管理・運営計画及び設計の検討に着手してまいります。

次に、区の役割等についてのお尋ねですが、建て替え後の湯島総合センターは大規模な複合施設となるため、地域コミュニティにぎわいの促進に寄与する施設となるよう、整備を進めていく必要があります。

これまでも、庁内の検討体制を構築する一方、多様な意見を取り入れるため、定期的に地域の意見交換会を開催するとともに、アンケート調査等も実施してまいりました。

また、事業構想段階や事業者公募段階においては、サウンディング型市場調査を実施し、事業者の視点も把握しながら検討を進めてきたところです。

引き続き、区が中心となり、様々な立場の方々と連携しながら検討を進めることで、整備コンセプトに掲げる、みんなの居場所づくりの実現に向けて推進してまいります。

次に、既存施設の代替機能の検討についてのお尋ねですが、既存のサービスや団体活動を考慮した上で、工事期間中も可能な限り、民間施設を含めた近隣施設の活用など、代替事業の実施を検討してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、認知機能の強化を目指す取組についてのお尋ねですが、本

区では、現在、特別支援教室及び特別支援学級において、児童精神科医が考案した認知トレーニング、コグトレを導入し、各学校が児童・生徒の実態にに応じて、個別指導や授業の導入場面等で活用しております。

特別支援教育を担当している教員からは、本プログラムは活用しやすいと聞いております。

今後も、学校への訪問等を通して、特別支援教育に関わる教材の活用状況を把握し、児童・生徒の支援・指導に生かしてまいります。

次に、チャレンジクラスについてのお尋ねですが、東京都独自の、登校に悩みを抱えた生徒のために中学校内に設置するチャレンジクラスは、個に応じたきめ細やかな指導を行うことで、学力向上と学校生活への適応を支援することができると認識しております。

一方、設置校の選定や特別な教育課程の作成等に課題があります。今後、他自治体の取組を参考とし、チャレンジクラスの設置に向けて検討してまいります。

次に、区立小・中学校における英会話学習についてのお尋ねですが、本区では、現在、小・中学校全校にALTを配置しております。加えて、今年度より、幼稚園にもALT派遣を開始いたしました。

ALTとの活動を通して、目的や場面に応じた英語でのコミュニケーション能力の育成を推進しており、ALT派遣については学校から高く評価されております。

オンライン英会話については、個に応じた学習が可能であり、ネイティブスピーカーとの直接的な交流機会を確保できる点においては、有用であると認識しております。

現在、教員がALTを活用しながら、生徒の実態に応じて、四技能うちの、聞くこと、話すことだけに特化するのではなく、読むこと

や書くこともバランス良く育成しており、今後も、児童・生徒の英語力の実態を捉え、区として適切な支援を行えるよう研究してまいります。

最後に、区立小・中学校におけるラーケーションの導入についてのお尋ねですが、ラーケーションは、平日に校外で保護者等と探究活動、旅行などを行うことができ、子どもの興味・関心を広げる機会として、他自治体で実施されていることは認識しております。

一方、出席の取扱いや家庭間格差、教員による学習状況の把握などの課題があると認識しております。

本区としては、今後も、子どもたちの多様な学びについて、充実に努めてまいります。

〔岡崎義顕議員「議長、二十五番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十五番岡崎義顕議員。

○岡崎義顕議員 自席からの発言をお許しください。

区長、教育長、ただいま丁寧な御答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

中東情勢の緊迫化による影響は、ホルムズインフレとも言われるそうですけれども、中小企業、また小規模事業者を始め、区民の生活にも大きな影響を及ぼしております。

文京区だけで打開できるものではありませんが、できることは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そのほか、詳細につきましては、同僚議員が各委員会で議論をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後二時五十八分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔宮野ゆみこ議員「議長、四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 四番宮野ゆみこ議員。

〔宮野ゆみこ議員登壇〕

○宮野ゆみこ議員 市民フォーラムの宮野ゆみこです。会派を代表し、一般質問をさせていただきます。

妊娠中のため、大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

初めに、困難を抱える子どもと家庭の包括支援についてです。

昨年四月の区立児童相談所開設以降、それまでの東京都との連携のみでは困難であった、区独自の迅速かつきめ細かな支援が可能となり、困難を抱える子どもや家庭を支える体制は確実に強化されました。

しかし、児童相談所が住民にとってより身近な機関となったからこそ、その機能が過度にひっ迫することを防がねばなりません。専門性の高い高度な支援を必要とする家庭へ迅速に対処するためには、子どもや家庭が深刻な困難に陥る前の予防的支援や、児童相談所の関与が終了した後に、地域で見守る体制の整備が不可欠です。

グラデーション状に存在する、子どもや家庭の多様な困り事を網羅的に受け止め、区全体で包括的に支えていく仕組みについて、四点お尋ねします。

まず、こども家庭センターでの予防的支援についてです。

児童相談所の設置とともに、こども家庭センター機能が整備されて一年が経過しました。母子保健を担う保健サービスセンターと児童福

祉を担う子ども家庭支援センターが連携してサポートプランを作成し、それぞれの個別支援方針に上乘せる形で、より手厚い伴走型支援を行うこととなっています。

しかし、昨年度のサポートプラン作成件数は僅か四件にとどまっております、センター整備による相乗効果がどのように発揮されているのかが見えにくい状況です。

そこでまず、今年度はどのような基準やスクリーニングをもってこのサポートプランを作成していくのか、伺います。

また、支援の受入れに消極的な家庭に対してこそ、新たな機能を生かして関わりを深めていくことが重要です。関係性の構築が難しい家庭に対し、サポートプランをどのように有効活用していくのか、区の見解を伺います。

二つ目に、こどもみらいサポート拠点についてです。

今年度の重点施策として、子どもたちの新たな放課後の居場所となるこどもみらいサポート拠点が、標準型は今年、多機能型は来年一月にそれぞれ開設されることとなりました。階層的に子どもたちを見守り、適時適切な支援へとつなげていくプラットフォームとして、これらの居場所に期待しています。

特に、標準型においては、ポピュレーションアプローチの中で、グラデーション状にある子どもたちの小さなSOSや困り事をいち早く感知し、こども家庭支援センターへとつなぐ役割が求められます。

そこで、両者の具体的な連携方法及び個人情報を含む情報の共有体制をどのように構築し、子どもたちを地域で継続性を持って見守っていくのか、具体的な仕組みを伺います。

また、標準型拠点は、現在のところ、本郷の一か所です。今後、地域偏在をなくし、全ての子どもたちが見守りや学習支援を受けられる

環境を確保するためには、本機能を区内全域へと迅速に広げていくべきです。

今後の施設の拡充及び全域展開に向けた区の展望をお示してください。三つ目に、子どもの体験格差解消についてです。

日頃、区民の皆様の声を伺う中で、子どもの体験格差が自己肯定感の形成に重大な影響を及ぼしていることを痛感することがあります。

文京区では、小学生の頃から塾や複数の習い事に通う子どもが多く、家庭環境によって、旅行等の機会にも大きな差が生じています。多様な体験を十分に得られない子どもたちが、日常会話の中で気後れし、知らず知らずのうちに自己肯定感を低下させている現状は見逃ごすことができません。

区は、これまでも、子ども宅食や今回の拠点整備等により、体験機会や学習機会の提供に努めていますが、体験格差の解消を、今後、より重点的な政策課題として位置付けるべきと考えます。

子どもの体験機会を支援する民間団体では、地域の習い事教室と連携し、経済的困難を抱える子どもたちに体験チケットを配布する取組を行っており、渋谷区を始め、全国の自治体で協働が広がっています。この手法を導入すれば、単発のイベントにとどまらず、継続的な習い事の経験を提供でき、子どもたちの体験格差解消と豊かな育ちに直結すると考えます。

こうした民間団体との協働を図り、文京区においても、習い事等のチケット支給制度を取り入れるべきと考えますが、区長の見解を伺います。

四つ目に、若者の居場所、Bunkyo Night Youth Loungeについてです。

こどもみらいサポート拠点と同じく重点施策となったBunkyo

Night Youth Loungeは、若者が自由に過ごせる空間であると同時に、十八歳を迎え、児童養護施設を巣立ったケアリーバー等、目に見えにくい困り事や生きづらさを抱える若者を見守り、福祉部や社会福祉協議会等と連携して支援へとつなぐ、極めて重要な役割を担っていると考えます。

特に、児童相談所はこれまで、強力な法的権限と専門性をもって子どもたちを守ってきました。しかし、十八歳という年齢の節目を迎えた途端、急に社会へ放り出され、孤立してしまうケースが少なくありません。だからこそ、この居場所が果たす役割は、彼らの命綱とも言えるものです。

区の計画では、臨床心理士やキャリアカウンセラーが月二回以上在籍することとなっていますが、それだけで重篤な課題を抱えた若者を適切に受け止め切れるのか、懸念が残ります。

若者がスタッフと自然な会話を交わし、リラックスする時間の中で、スタッフ側がいざ異変や困り事を感じた際、行政の支援メニューや社会福祉協議会の貸付・給付金制度、あるいは特色ある民間団体の取組などを熟知し、適時適切に紹介できる体制があつてこそ、自治体が設置する居場所としての真の価値が生まれます。

今回選定された委託事業者は、保育や学童等の実績はあるものの、こうした若者の居場所の運営は初めてと認識しています。

そこで、専門職以外のスタッフも含めた知識の醸成や専門性の確保をどのように図っていくのか、伺います。

また、区や社会福祉協議会との具体的な連携体制、さらには、若年女性支援を行う若草プロジェクトや、孤立する若者を支援するサンカクシヤ等、実績ある民間支援団体との横のつながり、連携強化を図るべきと考えますが、区の方針を伺います。

次に、孤立出産・性暴力を防ぐための予防的支援についてです。

墨田区の賛育会病院が、国内で二か所目となる内密出産と赤ちゃんポストの取組を開始し、一年が経過しました。具体的な件数は非公表ですが、都内のある乳児院では、同院から東京都を通じて受け入れた赤ちゃんが全体の約二割を占めているとのことでした。

これだけの尊い命が救われていることは極めて大きな意義がある一方、裏を返せば、それほどまでに多くの女性たちが孤立し、追い詰められているという深刻な事態を示しています。

新聞報道によると、同院には、性産業で搾取されたり性暴力を受けたりして孤立した女性たちが多く駆け込んでいます。医療機関が命を救うという最後のとりでとなる一方で、根本的には、女性を孤立出産に追い込む社会の構造、そして、性搾取の構造そのものを変えていかなければなりません。

文京区では、賛育会病院とは児童相談所の管轄も異なり、区内に乳児院もないため、一見すると直接的な関わりは薄いように思われるかもしれませんが。しかし、これは決して他人事ではなく、同じ東京都内の自治体として、また、多くの子どもや学生が集まる文京区として、地続きで予防的支援に取り組むべき課題です。

先日、文京区議会政策研究女性議員連盟において、一般社団法人若草プロジェクトの方から、若年女性の深刻な現状を伺いました。近年、性被害を受ける年齢層は小学校高学年にまで若年化していること、また、家庭や学校に居場所がない子どもたちが家出をした際等に、言葉巧みに風俗へ勧誘されたり、本人は普通のアルバイトのつもりで、気付かぬうちに搾取の構造に巻き込まれたりしている実態があるそうです。

こうした悲劇を未然に防ぐため、文京区が今、居場所の確保と同時

に最も強化すべきは、子どもたちの現実に関わり添った性教育であると考えます。

被害者にも加害者にもさせないために、女性の自分を守る権利と、男性の、他者を尊重し搾取しない人格を育む双方の視点を持った性教育を、区内の小・中学校のみならず、支援団体と協働し、高校や大学等へもアウトリーチ型の出張講座として開始すべきと考えますが、見解を伺います。

あわせて、区が本年三月に実施した出張まちなか保健室のような、若年女性が安心してＳＯＳを出せる居場所事業を、今後、男女平等センターやBunkyo Night Youth Loungeとも連携させ、定着・拡充させていくことが不可欠と考えますが、区の今後の展開を伺います。

次に、保育の質向上に向け、二点伺います。

まず、区内保育園におけるおむつ・エプロン等の無償提供についてです。

令和六年度より区立保育園で導入されたおむつのサブスクリプションは、保護者の手間の軽減や衛生面において大きな前進ですが、より手厚い子育て支援に向けて、更なる一歩が求められています。

お隣の千代田区では、区内の全保育施設において、紙おむつやお尻拭きに加え、給食やおやつに使用するエプロンや口拭きシートについても、区が無償で一括支給する画期的な取組が始まっています。

現在、毎月約三千円のサブスクリプション費用負担があり、無償化を求める声が届いているほか、対象外の食事用エプロンや口拭きタオルは濡れたまま持ち帰るため、かびの発生等、衛生面に課題があります。

本年二月の子ども・子育て支援調査特別委員会において質疑を行っ

た際、区からも、タオルやエプロンの持ち帰りについては衛生面でも課題がある、区立保育園の保護者意見交換会でも同様の意見が出ていると、課題の認識が一致しました。

さらに、区の分析として、千代田区の事例を文京区の対象人口に置き換えた場合、必要な一般財源は約七千万円以上になるとの具体的な試算も示され、「費用対効果や諸条件を今後研究していきたい」との答弁を得たところです。

この七千万円という財政負担は、決して小さな額ではありません。しかし、これは単なる保護者への経済的支援にとどまらず、保育現場における、園児ごとの持ち物管理、間違いリスクの解消という保育士の業務効率化、ひいては保育の安全性の向上に直結する、極めて投資効果の高い施策であると考えます。

おむつ・エプロン等の無償提供事業の実施を強く求め、見解を伺います。

二つ目に、区立保育園における英語教育についてです。

言語習得の黄金期であり、柔軟な心が育まれる乳幼児期に、日常的に生きた英語や異なる文化に触れる環境を整えることは、子どもたちの将来の国際感覚や多様性の精神を育む上で重要です。

住んでいる地域や入園卒の事情から、近隣の区立保育園しか選択肢がないという家庭もあり、そうした保護者からは、こども園や幼稚園のような幼児教育を受けさせる機会を我が子に与えられないという、不安や焦りの声が届いています。こうした保育園における幼児教育ニーズにも、区はしっかりと応えていく必要があります。

また、区内を広く見渡すと、アンテナを高く持つ私立認可保育園等では、既に時代のニーズを捉えた取組を導入し、日々の保育の中に、英語のネイティブスピーカーを巻き込んだ質の高い環境づくりを実践

している園が存在します。

一方で、区立保育園においては、こうしたネイティブ人材の確保や配置、日常の中で生きた英語に触れる環境づくりにおいて、私立園の取組に後れを取っていると言わざるを得ない状況です。

区立園が地域全体の保育の質のモデルであり続けるためにも、これから私立園の優れた先進事例を参考にし、保育園における幼児教育の充実へと発展させていく視点が必要です。

現在、区内の私立認可保育園等において、ネイティブ人材等を配置して英語教育や異文化理解を進めている園の現状や効果について、区はどのように把握し、評価されているのか、お伺いします。

あわせて、こども園や幼稚園だけでなく、区立保育園においても、幼児教育・体験機会の充実を求める保護者のニーズに対して、区の認識をお聞かせください。

区立保育園に通う子どもたちにも、ひとしく日々の生活や遊びの中で自然に英語や異文化に親しめる機会を保障するため、先進園の事例を参考にしつつ、区立保育園でも英語教育に取り組んでいくべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、小学生の安全対策として二点伺います。

まず、GPS付き防犯ブザーの配付についてです。

今年三月、京都府で、登校前の子どもが父親に殺害される痛ましい事件が発生しました。このような悲惨な事件は、決して他人事ではありません。ビルや路地が多く、死角がでしやすい文京区において、行つてきますからただいままでの安全を守る対策は重要課題です。

現在、文京区では、区立小学校の全児童及び私立・国立・都立小学校に通う区内在住の希望者を対象に、防犯ブザーを配付しています。

しかしながら、従来の防犯ブザーは、周囲に音で異変を知らせる機

能にとどまり、いざというときに、子どもが今どこにいるかを保護者がリアルタイムで把握することはできません。

一部の区立小学校では、PTA等が主導し、ICタグを付けて校門を通過すると保護者のスマートフォンに通知が届くシステムを導入しています。学校ごとに導入状況が異なります。

近隣の自治体に目を向ければ、品川区や港区では、既に全児童を対象にGPS付きの端末を配付・貸与し、ICTを活用した隙間のない見守り体制を構築しています。これにより、保護者はスマートフォンから子どもの位置情報をリアルタイムで確認でき、登下校時の安心感は飛躍的に向上しています。

例えば、品川区の事例では、ブザーが鳴ると同時に二十四時間体制のセンターへ自動通報され、警察やパトロール員が現場へ急行する仕組みまで整備されています。

文京区においても、時代の変化と技術の進歩に合わせ、既存の防犯ブザーをGPS機能付きへと全面的にアップデートすべきです。

普段はスマートフォンから現在地が分かる安心を、万が一の緊急時には位置情報の自動通知を可能にする、二重のセーフティネットの整備を求め、お考えを伺います。

二つ目に、登下校時の暑さ対策についてです。

近年の夏における酷暑は、もはや不快というレベルを超え、子どもの生命を脅かす深刻な課題です。文部科学省のガイドラインでも、登下校時の対策は重要な柱とされています。

区立小・中学校でも配慮を重ねていると認識していますが、具体的な対策用品の扱いについて、戸惑う保護者の声も聞かれます。

例えば、暑さ指数を下げる効果がある日傘について、区立小・中学校では禁止されていないものの、一歩踏み込んだ推奨には至っていま

せん。狭い通学路での安全確保や校内での傘の管理といった現場の課題は理解できますが、明確な方針がないために、使用を希望しながらも、周囲の目を気にして躊躇している家庭があることも事実です。

同様に、ネッククーラーやランドセル用保冷パッド等の冷却グッズについても、現場の先生方が対応に苦慮されないよう、教育委員会として共通の目線を持つことが求められます。

また、水筒の中身についても柔軟な対応が必要です。

現在、小学校では、虫歯予防の観点から、スポーツドリンクの持参は原則推奨されていないと認識しています。その指導意図は重要ですが、大量に汗をかく酷暑期には、塩分補給が不可欠であることも医学的な事実です。

例えば、夏季期間や熱中症警戒アラート発令時に限って持参を認める、帰宅後の歯磨きを併せて指導する等、健康管理と熱中症対策を両立させる柔軟な工夫の余地があると考えます。

以上三点について、現場の負担やこれまでの指導の重要性を踏まえつつも、激甚化する暑さから子どもたちの命を守るため、より柔軟で一步踏み込んだ対応が必要と考えますが、区の認識をお聞かせください。

また、学校現場が迷わず判断でき、保護者も安心して子どもを送り出せるよう、安全な使用ルールや持参基準を整理し、各学校に周知すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、居住支援の強化に向けて、二点伺います。

まず、すまいる住宅の課題解決と死後事務委託についてです。

区は、これまで、区営住宅の運営やすまいるプロジェクト等を通じて居住支援を進めてきましたが、昨年九月の決算審査特別委員会でも指摘したとおり、現在の住宅供給規模にはいまだ大きな課題を残して

います。

本来、すまいる住宅は、高齢者だけでなく、ひとり親世帯や障害者世帯もひとしく対象であるはずです。しかし、現実には、成約数が高齢者に偏り、ひとり親や障害者世帯の契約は極めて少なくなっています。

区は、この現状をどう分析し、課題認識しているのか、伺います。すまいる住宅において、家主が身寄りのない高齢者等の受入れを忌避する最大の要因は、孤独死が発生した際の残置物処理の手続と費用負担であることが、先日の居住支援協議会でも報告されました。

国は、大家の不安解消策として、残置物処理のモデル契約を示し、形式上は無償契約も可能としています。しかし、死後の賃貸解約や残置物処分という重い責任と実費負担をボランティアで引き受ける個人や企業はほとんど存在しません。実務上は、五十万円から百三十万円程度に上る、事前のまとまった預託金を用意できる層でなければ、スタートラインにすら立てないのが現実です。これでは、真に困窮する高齢者の住宅支援は前に進みません。

先日、文京区社会福祉協議会が実施する文京ユアストーリーが、先進事例として新聞報道されました。

国においても、こうした社会福祉協議会等のセーフティネットによる困窮者層向けの終身サポートの仕組みづくりを本格化させていますが、財政面や困窮者層へのアプローチの難しさといった課題は、依然として残されています。

高齢者終身サポート事業を困窮者層が実質利用できず、住まいの確保が困難な高齢者が悪循環に陥っている現状について、区としてどのような課題認識をお持ちか、伺います。

また、これら高齢者終身サポート事業を、生活困窮層であっても実

質的に利用可能とする制度の構築について、区のお考えを伺います。

二つ目に、空き家予備軍の遺贈・活用についてです。

東京都の調査によれば、持家に住む六十五歳以上の単身・夫婦世帯の空き家予備軍は都内に約九十万戸あり、これらは将来的に空き家となる可能性が高いとされています。

身寄りのない高齢者が遺言を残さずに亡くなった場合、財産は、複雑な手続の末に、最終的には国庫に帰属することになりますが、その貴重な財産が地域に還元されず、手続の過程で長期にわたり放置されることは、地域社会にとって損失です。

この課題に対し、区が所有者との関係構築を生前から進め、将来的な物件の遺贈や活用を居住支援に結び付けるような、中長期的な取組を行うべきです。

「文の京」ハートフルプランによると、令和二年の国勢調査における文京区在住の六十五歳以上の単身のみの世帯は一万九百四十七世帯で、持家率は六七・七％、夫婦のみの世帯は八千八十四世帯で、持家率は八六％であり、推計すると、区内に存在する空き家予備軍は一万五千四十世帯に上ります。

居住支援の新たな柱として、不動産の遺贈を促していくことへの姿勢を伺うとともに、実務に精通した事業者の関与を促し、官民連携の相談体制を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

遺贈された不動産や空き家物件を適切に活用・リノベーションし、これまで既存の事業からこぼれ落ちていた世帯も含めた、全ての住宅確保要配慮者に対する供給規模を拡充すべきと考えますが、区のお考えをお示しください。

次に、障害者雇用の拡充についてです。

改正障害者雇用促進法の施行により、今年七月から、公務職場の雇

用率が現行の二・八％から三％に引き上げられます。しかし、二十三区では既に法定雇用率に満たない状況が続ぎ、文京区においても、直近の実雇用率は二・〇四％にとどまり、新基準には大きく届きません。文京区では、毎年五名程度の正規職員を採用し、おおむね各課で一名程度のフルタイム勤務があるほか、総務課の業務サポート室で会計年度任用職員としても勤務されていると認識していますが、障害者雇用率が法定より低い水準にとどまる要因の分析と課題認識を伺います。今後は、これまでの仕組みの枠を超え、採用と定着率向上に更に力を入れるべきです。

私はかねてより、週五日・十五時間からの超短時間雇用の導入を提案してきましたが、令和六年より、国においても、週十時間以上二十時間未満で勤務する精神障害者や重度障害者等について、新たに実雇用率への算定が可能となりました。

体力等の面からフルタイムは難しいものの、週に数時間、データ入力や軽作業からであれば、自分のスキルを生かして社会に貢献したいという思いを抱えながら、従来の制度の壁に阻まれてきた方々の声に、今こそ区が応えるべきです。

区役所内には、書類整理や発送準備など、タスクベースで切り出すことが可能な業務が数多く存在するはずですが、現在はそれらの作業をパッケージで外部委託しているケースも見られます。そうしたタスクベースで切り出すことのできる作業を洗い出し、障害者の超短時間雇用につなげ、雇用を増やしていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

また、区が進める行政DXを生かし、PC作業を在宅ワークとして提供することも、精神や身体に障害を抱えている方々にとって、就労支援につながると考えます。

自宅という安心できる環境で、短い時間から一步を踏み出せる仕組みがあれば、これまで就労を諦めていた潜在的な人材を広く雇用することが可能となります。

在宅ワーク可能な超短時間雇用の枠組みを広げ、率先して雇用枠を拡大すべきと考えますが、区のお考えを伺います。

最後に、防災に関して二点伺います。

まず、女性の健康と尊厳を守る避難所運営についてです。

私はこれまで、災害時の避難所における女性のプライバシー確保策や性被害防止策を提案してきました。近年の避難所生活の教訓や民間調査からは、単に場所を分けるだけでは解決しない、より切実な、女性の健康と尊厳に関わる課題も浮き彫りになっています。

具体的には、避難生活の長期化や衛生環境の悪化に伴い、下着を替えられないことによる不快感や、デリケートゾーンの健康被害を訴える声が数多く存在します。

本年十一月の防災庁発足に向けた国の議論でも、多様な視点による支援体制の強化が掲げられており、自治体の備蓄や運営マニュアルも、これまでの段階から一歩進める必要があります。

文京区の防災備蓄においては、生理用ナプキンのみでなく、女性の健康維持や衛生面をケアするための資材、例えば、おりものシートやデリケートゾーン用ウェットティッシュ等、フェムテックの視点を取り入れた製品の導入を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

あわせて、これらが適切に配備・運用されるためには、避難所運営協議会等の意思決定の場における女性の登用比率向上が不可欠です。

文京区の避難所運営協議会において防災士として活躍する女性の数と男女比率を伺うとともに、避難所運営ガイドラインへの女性の健康維持の位置付けを求め、区の方針を伺います。

最後に、ペット同伴専用避難所の設置についてです。

今年度改訂予定の避難所運営ガイドラインに、ペットとの同行・同伴避難についての考え方やルールが明文化される方向性が示されたことは、大きな前進です。

しかし、一般の避難所では、鳴き声や衛生面、ペット同士のトラブルや盗難など、依然として課題が残されており、ペット同伴専用避難所の設置は、こうした現場のコンフリクトを根本から解消するものとして重要です。

現在、課題整理が進められていることと認識しておりますが、一歩進み、具体的なアプローチへとフェーズを移すべきです。

民間のリソースや広域的な視点を積極的に取り入れ、ペット同伴専用避難所を確保すべきであると考えます。

例えば、日頃から区内で犬猫の譲渡会を開催し、動物愛護活動に深い理解と実績のある寺院や、専門知識や設備を持つ隣接区の動物専門学校等への連携打診を区が主体となって行うべきです。

ペット同伴専用避難所の設置に当たり、現在区が認識している課題と、これら具体的な民間施設との連携の可能性をどのように捉え、打診を進めていくお考えがあるか、区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 「議長、区長」と発言を求む。」
〔成澤廣修区長登壇〕 成澤廣修区長。

○区長（成澤廣修） 宮野議員の御質問にお答えします。

最初に、困難を抱える子どもと家庭の包括支援に関する御質問にお答えします。

まず、こども家庭センターにおけるサポートプランの作成についてのお尋ねですが、昨年度は、サポートプランを実効性のある計画とするため、対象ケースの選定や作成手続等の検証を重ねた結果、実際の作成件数は四件となりました。

こうした検証結果を踏まえ、本年度は、対象者を中長期的・継続的な支援を必要とする方や複数機関による支援を必要とする方等とし、国のガイドラインに示されたアセスメントツールを活用しながら作成してまいります。

また、支援の受入れに消極的な御家庭については、関わりを深め、支援につなげることが重要であると認識しております。

早い段階から面接を重ねてサポートプランを作成することにより、信頼関係を構築し、御家庭のニーズを引き出すことで、予防的支援につなげてまいります。

次に、こどもみらいサポート拠点整備事業の標準型等についてのお尋ねですが、本事業において、子どもの様子や言動から、何らかの困難や心配な状況を把握した場合は、運営団体から区に対し、報告や相談をすることとなっております。

それを受けて、こども家庭支援センターが状況を確認し、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の枠組みも活用しながら、学校や関係機関と連携して支援につなげることで、子どもと家庭を地域で継続的に見守る体制を整えてまいります。

なお、連携に当たっては、法令等に基づき、必要な範囲で適切に情報共有を行ってまいります。

次に、標準型の今後の展望についてのお尋ねですが、標準型は、学校生活や家庭環境に課題を抱える子どもが安心して過ごせる居場所であり、様々な支援につながる入口としての役割を担うものと考えてお

ります。

今後は、区内四圏域に一か所ずつ設置することを目指し、身近な地域で子どもたちを見守ることができるよう体制の整備を進めてまいります。

次に、子どもの体験格差の解消についてのお尋ねですが、区では、子ども宅食プロジェクトを通じ、食品の配送に加え、体験機会の提供にも力を入れているほか、学習支援事業や居場所づくりなど、子どもや家庭の状況に応じた施策により、体験格差の解消を図っております。子どもの体験機会の保障は重要であると考えており、民間団体との協働によるスタディクーポンなどのチケット支給も含め、効果的な支援の在り方について、他自治体の事例等も参考に、研究してまいります。

次に、若者の居場所についてのお尋ねですが、Bunkyo Night Youth Loungeでは、若者が気軽に立ち寄ることができる居場所を作ること、身近な事柄でも相談しやすい環境を提供できるものと考えております。

一方で、重篤な事案については、社会福祉士やキャリアカウンセラー等の有資格者が対応することとしており、必要に応じて専門の相談機関を紹介することで、適切に支援してまいります。

また、本事業の一層の推進に当たり、若者支援の実績を有する民間団体等との連携は重要であると認識しております。

今後とも、必要な情報や助言等の提供を受けることにより、若者施策の充実を図ってまいります。

次に、孤立出産や性暴力を防ぐための予防的支援に関する御質問にお答えします。

まず、アウトリーチ型の性教育講座についてのお尋ねですが、区では、性的同意の重要性を伝えるとともに、被害に遭った際の相談につ

なげることを目的に、学校や区内団体に講師を派遣し、講義を行うデ
ートDV出前講座を、NPO法人との協働により実施しております。
今後とも、高校や大学等を含め、若年層を中心とした幅広い対象に
合わせたきめ細かな内容の講座を開催するとともに、事業の周知に努
めてまいります。

次に、若年女性の居場所についてのお尋ねですが、昨年度末に民間
団体との協働により実施した出張まちなか保健室の結果を踏まえ、
様々な事業や関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性が安心して
立ち寄れる出張型の場を提供してまいります。

次に、保育の質の向上に関する御質問にお答えします。

まず、保育園におけるおむつやエプロン等の無償提供についてのお
尋ねですが、おむつや食事用エプロン等については、園児一人一人が
日々個人的に使用する消耗品・日用品であることから、各家庭におい
て御用意いただくものと考えております。

定額制サービスを導入し、御家庭の選択肢を広げることで負担軽減
につなげることは、有効な支援策であると考えておりますが、これを
全て公費によって無償で提供することについては、現時点では考えて
おりません。

子育て家庭への効果的な支援の在り方などについては、保護者のニ
ーズや他自治体の動向等も注視しつつ、今後研究してまいります。

次に、私立認可保育所等における英語教育についてのお尋ねですが、
私立認可保育所等が行う英語教育については、巡回指導の機会等を通
じ、各園の特色を生かした活動の一つとして把握しており、英語や異
文化に触れる機会を設ける取組は、英語に親しむ上で有効なものと考え
ております。

次に、区立保育園における幼児教育等についてのお尋ねですが、区

では、保護者から各園に寄せられる御意見や、文京区認可保育所父母
の会連絡会との間で設けている、文京区保育のあり方協議会における
御要望等を通じて、専門講師による教育や指導など、幼児教育や体験
機会へのニーズがあることを把握しております。

今後、英語の要素も取り入れた体験型イベントの実施など、機会の
確保について検討してまいります。

次に、居住支援の強化に関する御質問にお答えいたします。

まず、文京すまいるプロジェクトについてのお尋ねですが、近年、
文京すまいるプロジェクトの成約件数は増加傾向にありますが、議員
御指摘のとおり、その多くを高齢者世帯が占めております。

その要因は、相対的に高齢者世帯数が多いことに加え、障害者に配
慮した設備や、ひとり親世帯向けの間取り等を備えた登録住宅が少な
いことなどによるものと分析しております。

このため、住宅確保要配慮者のニーズに応じた住宅の確保が課題で
あると認識しております。

次に、高齢者等終身サポート事業についてのお尋ねですが、賃借人
が亡くなられた際、賃貸借契約の解除や残置物の撤去は、原則相続人
が行うこととなっており、賃貸借契約の際には、保険加入や死後事務
委任契約の締結が検討されるケースがあるものと認識しております。

そのため、本区では、一定の要件の下、死後に発生する原状回復費
用等の一部補償や、身寄りのない高齢者に対する見守りサービスの導
入等に取り組んでおります。

また、現在、国において、高齢者等終身サポート事業については、
様々な検討が進められております。

引き続き、国の動向を注視するとともに、居住支援協議会における
議論も踏まえながら、誰もが安心して暮らし続けられる居住支援体制

の整備に取り組んでまいります。

次に、空き家等を活用した居住支援についてのお尋ねですが、不動産の遺贈や空き家の利活用については、所有者本人の意思確認や相続関係の整理、さらには、老朽化した建物の解体費用や安全管理など、様々な課題が存在すると認識しております。

また、個人の財産に関わるため、行政が関与する範囲についても、慎重に判断する必要があると考えております。

このため、区が直接不動産を取り扱うことは考えておりませんが、今後とも、先進自治体の様々な取組事例を参考に、居住支援の在り方について検討してまいります。

次に、区の障害者雇用についての御質問にお答えします。

区では、障害者雇用率の向上に向けて、障害のある正規職員を、令和六年度は四人、七年度は七人、八年度は六人と、積極的な採用を行ってまいりました。

また、短時間勤務の障害者の雇用については、これまでも、業務サポート室やシュレッダー裁断業務委託、庁内障害者インターンシップ事業など、様々な取組を行っております。

一方で、区職員の総数の増加により法定雇用率の大幅な改善に至っていないことや、短時間勤務の雇用に関する各事業の整理等については課題として認識していることから、今後とも、障害者を対象とする正規職員の採用を進めるとともに、業務サポート室における柔軟な勤務時間の設定など、より多様な就労の在り方について検討してまいります。

なお、在宅ワーク可能な超短時間雇用の活用については、DX導入による単純作業の減少や個人情報取扱い、労務管理等が課題であると考えております。

最後に、防災に関する御質問にお答えします。

まず、女性の健康等を守る避難所運営についてのお尋ねですが、区では現在、避難所における女性への配慮として、生理用ナプキンを備蓄しておりますが、被災時における女性の健康維持や衛生管理は重要であるため、引き続き、他の先行自治体の事例を参考にしながら、備蓄品目について研究してまいります。

また、避難所運営協議会等からの推薦により、助成金を活用して防災士の資格を取得した人数は、昨年度末時点で約百名であり、そのうち女性の比率は約三割となっております。

今後とも、避難所運営協議会等への女性の参画を一層促進し、男女比率の改善に取り組んでまいります。

あわせて、現在改訂作業を進めている避難所運営ガイドラインにおいて、避難者の健康管理体制の確保や女性による女性用品の配布など、女性を含め、配慮が必要な方への対応についても記載しており、引き続き、誰もが快適に生活できる避難所運営体制を構築してまいります。

次に、ペット同伴専用避難所の確保についてのお尋ねですが、区では、現在、改訂作業を進めている避難所運営ガイドラインの素案において、ペットの同行避難・同伴避難の考え方を示しております。

具体的な飼育スペースの確保や飼育ルール等については、避難所ごとに個別の検討が必要となることから、今後、各避難所運営協議会に対して働き掛けを行い、避難所運営マニュアルの作成と合わせて、ペット避難に係る取組を支援してまいります。

また、ペット同伴専用避難所については、これまでも、区内の民間施設の活用可能性について研究しておりますが、避難所においては、居住スペースの確保が喫緊の課題となっております。

各避難所におけるペットの飼育スペースの確保を検討するとともに、

ペット同伴専用避難所については、区内に加え、隣接区の民間施設との連携も視野に入れながら、引き続き、研究を行ってまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、GPS付き防犯ブザーの配付についてのお尋ねですが、教育委員会では、児童・生徒に関わる事件・事故を未然に防ぎ、安全に登下校できるようにするため、新たに小学校一年生になる児童を対象に防犯ブザーを支給しております。

また、一部の学校では、PTAが独自に登下校通知サービスへ加入していることについても認識しております。

御提案いただきましたGPS付き端末の配付につきましては、先行区の事例も参考にしながら、多角的に検討してまいります。

最後に、熱中症対策についてのお尋ねですが、教育委員会としては、本年五月二十五日、学校、園に対し、熱中症対策についての通知を出しております。日傘、冷却グッズ、スポーツドリンクについては、一律に禁止するのではなく、安全面や健康面への配慮を行いながら、各学校の実態に応じて、柔軟に対応するよう要請しているところです。

また、都の通知等を各学校に周知するとともに、熱中症防止に努めてまいります。

〔宮野ゆみこ議員「議長、四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 四番宮野ゆみこ議員。

○宮野ゆみこ議員 自席から発言させていただきます。

区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

本日いただいた御答弁を基に、これから委員会等で議論を深めさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時四十四分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔白石英行議員「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十三番白石英行議員。

〔白石英行議員登壇〕

○白石英行議員 自由民主党文京区議会の白石英行でございます。

初めに、先般の強い雨を伴った台風六号の対応に、土木始め清掃事業の関わった皆さんに、一区民として感謝を申し上げたいと思います。

引き続き、激化する気象対応のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、私は、低迷を続ける日本経済、そしてグローバル化の進展の中で、区民が安全に生き生き生活できる環境を求め、一九九九年に区議会議員になりました。

グローバル社会は、一九九〇年代の冷戦締結から、一九九六年からのインターネット普及により急速に加速し、人、物、金、情報がリアルタイムで世界を駆けめぐる時代を構築してきました。

教科書で学習した大陸間を結ぶ大航海時代が、航空始め、大量輸送や保存技術の向上が相まって、私たちは日本国内だけでは得られない多くの物資を獲得できるようになりました。

二〇二三年の改選後は、コロナ禍からの再生を最重点として働いたものの、二〇二二年に、ロシアによるウクライナ侵略により、インフレの高進、金融引締めなどの負の経済からの脱却として、特定国依存度を下げる（デカップリング）による経済損失を供給連鎖（サプライチェーン）で強靱化を図り、新しい技術や多様なアイデアで新たな価値を生み出し、社会や市場に大きな変革（イノベーション）に結び付けるために、現在、政府高市内閣は、強く豊かな日本列島を構築中です。

しかしながら、本年四月の米国による関税ショックにより、世界の株式市場が急落し、為替市場では急速な円高が進行し、中東情勢によるホルムズ海峡閉鎖など、事実上の閉鎖の影響など不安要素が存在し、報道によれば、上場企業の二〇二七年の三ヶ月の業績見直しは、増益六二％、減益三三％と、純利益前年比は二・二ポイント増のものの、消費者の物価指数と二分化され、区民生活に与える影響が懸念されています。

政府は、これらの状況から、ガソリン価格の補助金を実施していますが、猛暑を迎える夏に向かい、電気、ガスの補正予算を組み、供給側と消費者側の両面に対応を図るとされました。

東京都では、今夏に限った臨時的な特別措置として、夏場の四か月の水道料金を無償とし、はしか対策とともに、物価対策補正を単独で視野に入れるとも聞いています。

これらの実情を踏まえ、本区では物価高騰対策としてどのような検討がなされているのか、初めにお伺いいたします。

また、本区として、〇歳から高齢者までサービスを担っていただいている事業所への支援の拡充や、経済課も区内事業者と連携で、がんばるお店応援キャンペーン実施で応援されているものの、拡充はされ

ていません。

文京区共通デジタル商品券の時期を含んだ見直しなど、対応を図る、世相を反映する時期と考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、財源確保についてお伺いします。

まず、特別区財政調整交付金についてです。

当交付金は、区民サービスの根幹を担う重要な財源であり、固定資産税や法人住民税などの都税の一部を原資として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に対して、財源不足額について交付されるもので、令和七年度特別区財政調整協議において、特別区の配分割合は五五・一％から五六％、特別交付金が五％から六％に変更されたことは大きな進展があったと評価する一方で、区側が訴えた福祉や教育など、多くの項目で一致が見なかったことは残念です。

その中でも、後に質問しますICT経費、技術革新が著しく進む中で、二十三区の実態に見合った財政需要が算定される必要があります。

この間訴えてきた児童相談所設置・運営に係る経費について、設置した十区は、都と連携したサテライト形式などとは異なり、完全移管された事業として算定されるべきものと、過去の清掃事業移管の経験から思っています。

今回の変更により、特別区、文京区でどのような結果となったのか、お伺いします。

また、特別交付金は、基準財政需要額では捕捉し切れない特別の財政需要など、特定の事情を持つ区に対して交付されるものであり、二十三区に均等に配分されるものではありません。

多くの課題を解決しつつ、持続可能な行政運営を行うためには、本区は土地所得など多額の歳入が見込まれていた中で、どの程度確保できたのでしょうか。お伺いします。

また、その確保額に至った要因をどのように分析されているのか、その分析を生かして、本区が、優先度の高い区民サービス維持のために、特別区交付金確保のためにどのように努めていく姿勢なのか、お伺いいたします。

次に、A I活用及びD X推進についてお伺いします。

前回改選前、二〇二二年の私の質問の中のD X推進では、文京区職員D X行動指針が策定され、今後の取組に期待するものの、民間技術を活用した政策展開や人工知能活用の着手を示させていただきました。その翌年、C h a t G P T が社会に衝撃を与えることとなります。

我が自由民主党は、本年四月、A Iホワイトペーパー二・〇・A I駆動型国家への構造転換を発表しました。これは、生成A Iが、問いに応える時代から、目的を遂行するエージェントA Iへの発展となっています。

与えられた目標に向けて、自ら計画を立て、情報を収集し、外部ツールを活用し、実行し、結果を検証する世界に現在至っている現在の提言です。

行政の取組では、行政サービスの高度化や地域課題解決に向け、生成A Iを含む先端技術の積極的導入とともに、適切なガバナンスやリスク管理の重要性が示される一方、子どもから大人までのリスキング支援、セーフティネットの強化、ジョブ型雇用への移行、ハローワーク機能の拡充など、公正な移行のための制度設計を一体で進めることも打ち出しました。

本提言は、内閣府人工知能戦略本部において検討されていく内容となっています。

文京区は、このA Iをどのように位置付け、住民サービスの質の向上、業務効率化を図っていくおつもりか、基本方針についてお聞かせ

いただきたいと思います。

特に、窓口業務や多言語対応、子育て・高齢者支援、防災・防犯情報提供など、区民生活に直結する分野において、A I活用の可能性は大きいと考えます。

一方で、個人情報保護や、アルゴリズムの公平性や誤情報の拡散といったリスク対応も不可欠です。本区として、これらの課題にどのように向き合い、区民の信頼を失うことなく活用につなげていくのか、見解をお伺いいたします。

あわせて、A I活用を支える基盤として、職員のA Iリテラシーの向上や運営体制の整備、民間事業者との連携、ガイドラインの策定、導入状況についてお伺いいたします。

次に、区内中小企業におけるA I活用についてお伺いします。るる行政利用については、お伺いしましたが、大企業は、人材や資金、情報など、大きなパワーで対応を図ることが可能ですが、区内中小企業にはこれらには制約があり、後れを取らないように支援することが重要と考えます。

本区の魅力を持った事業者が競争力を身に付けるために、生成A Iを含む先端技術を円滑に導入できるよう、支援策をどのように講じていくのか、導入補助やプラットフォームの構築など、具体的な方向性についてお伺いします。

次に、本区が重点施策として進めている文京区D X推進プロジェクトについてお伺いします。

現在の進捗状況について、具体的な施策や導入されたデジタル化事例を含め、どの段階に達しているのか、確認をさせていただきたいと思います。そして、これまで得られた成果について、業務の効率化と区民サービスの向上の観点からどのような評価をされているか、お伺

いします。

また、システム導入・運用コスト、現場での定着性、人材不足、さらにはデジタルデバイドの対応など、多面的な課題があると考えますが、今後、克服し、持続可能なDX社会を実現していくのか、展望をお伺いしたいと思います。

AI活用とDX推進プロジェクトの連動が今求められています。安全で信頼できる行政サービス実現に向け、最後に区長の力強い意気込みをお聞きして、この章の最後の質問といたします。

次に、まちづくりの観点で四点お聞きます。

初めに、二〇二二年改選前にお伺いした後楽園周辺一帯まちづくりの推進ですが、東京ドームはエンターテインメント性を高め、後楽二丁目南地区では都市計画の決定も予定されています。

まず、この間進めてきた、この再開発エリア内でのスタートアップ施設や中高生の居場所事業についての継続性が重視されるべき政策ですが、これらをどのように継続していくのか、お伺いします。

次に、国土交通省と文京区が連携した、全国初となる国の合同庁舎と認定こども園の合築プロジェクトと、区民の快適で衛生的な生活維持する基盤サービスを担う清掃事務所が運営開始されました。

このエリアマネジメントでは、私も幾つか提案をさせていただき、設計上変更ができなかったものもありますが、現在の運営状況について課題はないのか、お伺いいたします。

さらに五月十八日には、小石川税務署も同庁舎へ移動され、本国有地の跡地利用には関心が高まっています。

限られた公有地活用は、特に十年以前より待機児対策として活用され始め、時代ニーズに適応するために、本区も議会報告に記載されるようになりました。

そこで、現在の跡地の具体的な状況及び、国と区との間で今後の活用に関する情報共有や協議がどのようになされているのか、その内容と進捗状況及びスケジュールについてがあればお伺いしたいと思います。

また、都有地活用も望まれます。過去に警視庁後楽寮跡地を待機児童対策として提案させていただきましたが、結果、警視庁が暫定利用とし、駐車場用地として現在も利用しています。

その一方で、富坂警察署の整備が進み、警視庁の再編も進んでいると聞いています。

これを機に、本跡地を教育要素として獲得し、近隣住民の理解を得ながら行政需要の整備を進めるのも手段ではあるかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、データセンターについてです。

さきに述べたAI到来社会では、多くの情報処理を担うデータセンターが必要となっており、都市部でも建設が予定され、特化された法整備がない状況下で、地域住民の不安が報道でなされており、地域社会に配慮した整備の必要性を感じています。

本区においては、私の知る限り、NTTデータセンター以外に、関口と水道と点在しています。水道のエクイニクスでは、十年前にほとんどの近隣住民が知らないまま建設され、データセンターがゆえセキュリティ規制が掛かった建物となっており、にぎわいを創設するものとはなっていないと。

今後は、大量の電力消費やサーバーの冷却によって排熱問題などが懸念されていますが、本区として、このデータセンターについて、どのように把握し、対応を図っていくのか、お伺いいたします。

次に、旅館業等についてお伺いします。

文京区における旅館業は、歴史的な地場産業として、特に本郷地域では、修学旅行生など学生も利用する大きな旅館が存在し、私の生まれた富坂上でも一軒、春日にも一軒営業され、遊びに行ったことを思い出します。

一方で、二〇二六年のインバウンドの訪日消費額は、過去最高を更新して約九・六兆円に達すると予測されていることから、本区においても近年の状況が変化したと感じています。

既存事業用建物がリノベーションされ、ホテルになり、大通りでなくても、一本二本入った住宅地においても、新しい旅館やホテルの看板を目にすることがあり、この地で営業できるのかと驚くことがありました。

そこで、まず、旅館やホテルが地域にどれぐらい点在しているのかお伺いします。

また、以前には見掛けることがなかった地域にホテルや旅館が存在する傾向は、コロナ禍前と比べて増減はいかがでしょうか。新規に開設するホテル、旅館には、現在どのような特徴が見受けられるのでしょうか。

文京区議会は、平成三十年に、全議員提案で、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例を施行し、良好な住環境整備に資するよう努め、新規開設する旅館・ホテルに対し、近隣住民への事前説明を義務付けましたが、この間の説明会においていただいた意見や要望はどのようなものがあり、事業者は対応していただいたのか、その後の運営は理解されているのか、お伺いします。

そして、五月二十五日号の区報に、文京区旅館業法施行条例の改正についてのパブリックコメントの告知が記載されていましたが、区は、今までの経緯の中からこの改正について目指す目的は何なのでしょうか。

か。概要はどのように考えているのか、お伺いいたします。

今までも、議会の中で、ホテル・旅館に限らず、民泊への懸念も上がっているのは御承知のとおりですが、観光振興により地域が潤うことが大切ですが、文京区民が安心して暮らして、働いて、学んで、育て、遊べる環境があることが大前提であり、今回の改正が区民に寄り添ったものであることを願っています。

次に、自立支援センターについてお聞きます。

平成十二年七月、路上生活者等の一時的な保護及び就労による自立等を支援するため、東京都と特別区が路上生活者対策事業に係る都区協定を締結し、二十三区を五ブロックに分け、本区は、台東区、荒川区、北区と五年周期間隔で設置を行っており、現在は北区が運営をされており。

本区では、十五年前に、近隣住民の理解を得て、文京寮として小石川運動場南に開設し運営をしましたが、令和十二年からは二度目の本区の担当となります。

小石川運動場南側は現在、定期借地権付きで保育園が運営されており、利用することが不可能ですが、本区は新たな代替地を用意することができるよう準備を進めているのでしょうか。

他区においても、設置場所が住宅地や教育施設の近隣になっている場合もあると聞いていますが、二十六年の歴史を経て、当センターの運営で課題になった事例があるのか、そしてどのように改良して運営をされているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、防災についてお伺いします。

激甚災害では、水・食料に続き、トイレの必要性を昨年九月の議会で質問させていただき、区は、本年の重点施策として、災害時におけるトイレ対策の充実を掲げ、感染症や生理的・精神的被害の防止に努

めるため、大きな一步を踏み出したことは評価させていただきます。

そこで、災害時トイレ確保・管理計画策定について、進捗状況を伺うとともに、課題となっていることがあればお示しいただきたいと思っています。

また、避難所外避難所に対する携帯トイレの備蓄については、各家庭での備えをしていく体制が必要と考えています。

私の所属する商店街では、昨年、東京都の防災備品補助金を活用し、簡易トイレを一店舗最低六十人分の備蓄をしていたこととしましたが、本区はどのように計画されているのか、お伺いします。

内閣府では、先月、富士山で大規模噴火が起きた際の被害や対策を紹介する動画をウェブ上で公開し、東京での降灰の影響として、電気や水道などのライフラインの停止、交通や物流の停止への可能性を公開し、自宅で一週間過ごせるよう、水や食料に加えて、衛生用品や医療品の備蓄を拡充するよう呼び掛けました。

これらの本区の対応について、お聞かせをいただきたいと思っています。次に、東京都避難者生活支援指針についてお伺いします。

避難の形態が、避難所避難だけではなく、在宅避難、被災地外避難と多様化する中で、避難者がどのような場所で避難生活されても必要な支援が受けられる体制が求められてきました。

必要な支援が必要な避難者のために、首都東京での在宅避難を安心と安全の下で理解していただき、推進していただくことが必要ですが、本区はどのような考えで対応していくのか、改めてお伺いしたいと思います。

そして、今回は被災地外避難も確立する必要性があります。

本区は、歴史や文化を御縁として十六の友好都市と協定を結んでおり、その貴重な関係性は災害時における大きな力であり、この間の文

京区の歩みに感謝をいたします。

直近では、車で一時間弱、電車で一時間二十分程度の茨城県常総市と防災を含む幅広い分野で交流ができることは、本当に心強いと感じています。

これらの友好都市と連携を生かし、今後、被災地外避難の具体的な体制を構築していただくことが重要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

情報伝達、交通手段、受入先確保など、友好都市とともに合同演習など、事前調整の課題は山積みと思いますが、実効性のある計画策定に向けて動き出していたできれば、区民の安心と理解度はなお一層向上すると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、過去には、柏市で、児童・生徒の移動教室として、大きなグラウンドを有し、区民スポーツの振興を図ってきた文京区です。人口が増加傾向にあり、新たなグラウンドが有せない本区的环境を鑑み、協定に沿ってグラウンドの確保もできればと考えますが、併せて御検討をお願いしたいと思います。

次に、障害者就労支援についてお伺いします。

本区は、障害のある方の社会参加と自立を支える就労支援という課題に、就労移行支援事業所や就労継続支援事業で積極的に取り組まれていることを評価したいと思います。

障害者就労支援事業所の運営として、利用者数の変動や人員確保など、経営を不安定にする課題があり、特に小規模事業所においては、制度上の報酬だけでは安定的な運営が難しいとも聞いていますが、本区での状況をお伺いしたいと思います。

また、事業所が直面している課題についての把握状況はいかがでしょうか。それらを踏まえ、安定的な運営のための支援をどう提供して

いくのか、お伺いしたいと思います。

福祉サービスには、AIでできない、寄り添う対応がとても大切であり、これを担うには、人材確保と質の向上が大切です。障害者特性に応じた適切な支援には、専門性の高い人材確保と育成が求められています。現場では人手不足や離職率が高いと聞いています。

本区の計画的なサービスが届くよう、関係機関と連携した人材強化をどのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

また、一般就労への移行促進ですが、本年七月から障害者雇用促進法の法定雇用率が引き上げられ、区内企業の障害者法定雇用率の達成に向けて、より一層の理解と支援が必要と考えます。

就労機会の創出や定着強化など、どのように取り組まれているのでしょうか。また、文京区役所自体で法定雇用率達成に向けた取組についてがあれば、お聞かせください。

そして、利用者の個を大切に、一人一人の希望や能力に応じた個別計画が必要です。

先日の報道では、障害者雇用ビジネスを展開する業者の仲介で企業に直接雇用された在宅勤務の障害者が、実質的な仕事を与えられず放置されていたケースや、欠勤連絡を雇用主に連絡しないよう求められ、自らの状況すら伝えることができないケースがありました。障害者雇用促進法は、障害者の能力を発揮できる環境整備であるがゆえ、許し難きことです。

もし放置が事実だとすれば、虐待に値する、法の逸脱以上の行為です。これらの実態が区内で起こっていないのか、また、防止するために取り組んでいることがあれば、お伺いしたいと思います。

また、個別計画策定においては、計画が画一的ではないよう努めなければなりません。相談支援員や事業所と連携して、個別支援の質

をどのように担保し、利用者の選択肢を広げていくのか、お伺いいたします。

次に、男女平等センターについてお伺いします。

六月一日にリニューアルオープンをされました。母が議員時代に、婦人センターとして全国から視察団が訪れる施設として注目をされ、区民とともに歩んできた、文京区らしさを表す代表的な施設です。

現在は、多様な価値観が共存する中で、性別にとらわれず、全ての個性と能力が発揮できる社会を構築することが区の重要課題である中、本センターの役割に期待が高まります。

五月末には、指定管理を受託している文京区女性団体連絡会の第三十九回の総会が開かれて、今後の運営について決定がなされました。四十二団体が参加され、四十年前の家庭環境の異なりや高齢化の中で、改革プラン進捗状況などの話があり、その努力をたたえるものです。

区として、三月に男女平等参画社会に関する区民調査を発表し、文京区男女平等参画推進計画のバージョンアップを図っていくこととなりますが、当該施設のハード面だけではなく、ソフト面、提供プログラム、相談機能、地域連携などなど、どのように変革していくおつもりなのか、お伺いします。

愛称はエガリテ。私はかつてより施設名が変わってきた中で、男女平等センターという時代が長く続いていたことから、目的を果たしている中で、誰もが幸せになれるラッキーセンターへの変更を提案させていただきました。フランス語で平等、さすがです。文京シビックセンターという名前も議会で議論があったところですが、全世代に向けて浸透していくことが重要です。

多様なニーズに対し、区民に浸透させ、利用促進にどのようなつながっていくのか、お伺いしたいと思います。

最後に、教育について伺います。

昨年度より、国際バカロレア機構と公立小・中学校・幼稚園の教員向けに、IBの探究学習メソッドを取り入れた研修を実施し、成果を上げてきた報告を受けてまいりました。

区内の、私の母校である東京学芸大学附属竹早中学校の姉妹校であった附属大泉中学校と附属高等学校は、二十年前に国際中等教育学校となり、その四年後に、国際バカロレア中等教育プログラム（MYP）校として認定されており、都内では八校一園、全国では百校を超える認定校が存在し、その評価も高いと聞いています。今年度、文京区議会文教委員会でも、この認定校の視察を行う予定とも聞いています。

本区が、認定校でなく、教員向けIBの探究学習メソッドについて取り組んだ意義を高く評価するとともに、覚書をするまでに至った努力には感謝を申し上げます。

しかし、この間の議会議論において、文部科学省IB教育推進コンソーシアムとは異なる中で、スイスにある国際バカロレア機構が文京区に新たな学びを提供するに際し、関係者に御迷惑を掛けたことを議会として回答するなど、議会人の一人として大変申し訳なく思っております。

国際バカロレア機構においては、初めての事業内容であり、知的財産権などを保持するのは当然の領分で、世界それぞれの国のスタンスで構築することは大変ではありますが、経験を重ねていけるよう、事業がスムーズに行われるよう期待をしていますが、今後の状況について伺いをし、質問を終わりたいと思います。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）

白石議員の御質問にお答えします。

最初に、物価高騰対策に関する御質問にお答えします。

まず、本区の検討状況についてのお尋ねですが、今般の中東情勢による原油価格や物価の高騰等は、区民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすものであり、最新の情勢を踏まえた対応が必要と認識しております。

現在、事業者等から情報を収集し、対応について議論を進めているところですが、主に建設業界等において、原材料費の高騰や資材不足、納期遅延リスク等が懸念されております。

そのため、区発注の工事において、資材高騰などにより工事費に影響が生じた場合は、契約約款に基づくスライド条項を運用し、受注者と協議の上で、必要に応じて契約金額の変更を行っております。

また、受注者の責に帰さない事情により資材の納期が遅れる場合については、納期の実態を踏まえ、工期延長等により工期が確保されるよう、必要に応じて柔軟に対応しております。

なお、国において、重点支援地方交付金を追加する補正予算も審議されていることから、本区においても、必要に応じて予算措置を行い、区民の暮らしと地域経済を守る取組について、スピード感を持って推進してまいります。

次に、物価高騰対応に係る経済支援策についてのお尋ねですが、区では、本年度も、重点施策として、がんばるお店応援キャンペーンや文京区共通デジタル商品券発行事業に取り組んでおります。

デジタル商品券発行事業の実施時期は、商店街連合会との協議の結果、実施準備や清算事務等に時間を要することから、現状の期間を見直すことは難しいものと考えておりますが、事業の広報・周知を強化

するとともに、店舗と利用者双方がより参加しやすくなるよう、事業内容の見直しや強化に努めているところです。

引き続き、中東情勢の影響については、区内企業等への影響を把握しつつ、今後の経済状況及び国や都の動向を注視して、必要な支援策を検討してまいります。

次に、財源確保に関する御質問にお答えします。

まず、特別区財政調整交付金についてのお尋ねですが、特別区の配分割合の変更に加え、交付金の原資となる調整税等の収入額の増加等もあつたことから、昨年度の交付額は、特別区全体では前年度比六・五%、八百二十三億円の増となる一兆三千四百二十二億円となり、本区では前年度比六・九%、二十億円の増となる三百五億円となりました。

配分割合の変更により、今後の開設予定も含めた十二区の児童相談所運営に必要な需要額を算定できる規模の増となり、本区においても児童相談所の運営費用の多くが昨年度から普通交付金に算定されております。

引き続き、特別区の実態に見合った財政需要が的確に算定されるよう、都との協議に臨んでまいります。

次に、特別交付金についてのお尋ねですが、昨年度の特別交付金については、交付金の割合が変更されたこと等により、特別区全体で、前年度比二六・六%、百七十億円の増の八百十億円となりました。

本区においては、大塚四丁目土地取得費用が十年間の分割交付として新たに算定されたこと等により、前年度比三〇・六%、八億八千万円増の三十七億七千万円を確保することができました。

特別交付金の確保については、各年度に生じる特別な財政需要を漏れなく申請につなげることが重要と認識しており、昨年度から新たに、

職員を対象としたeラーニングを開始し、都区財政調整制度への理解を深めながら、全庁的に特別交付金を申請する事業を検討しているところです。

引き続き、本区特有の特別な事情等を丁寧に捕捉することで、更なる財源の確保につなげてまいります。

次に、AIの利活用及びDX推進に関する御質問にお答えします。

まず、AIの利活用についてのお尋ねですが、AIについては、区民サービスの向上と業務効率化などの目的を実現するための効果的な手段と捉えており、AIチャットボットや生成AIなどの導入を進めております。

引き続き、各分野での活用を推進してまいります。

一方で、リスク対応についても重要な課題であると認識しており、生成AIの利用に関するガイドラインの整備、研修の実施など、適切な運用体制を整えているところです。

今後とも、国の人工知能戦略の動向等を注視しながら、区民サービスの向上と業務効率化の両面でAIの活用を更に推進するとともに、リスク管理と信頼性の確保に努めてまいります。

次に、区内中小企業におけるAI活用についてのお尋ねですが、本区では、企業が先端設備を導入する際の経費について、持続可能性向上支援補助を実施しており、AI技術を用いた高度専門ソフトウェアもその補助対象とし、導入支援に取り組んでいるところです。

また、企業におけるAI活用促進の各種セミナーの開催に加え、企業がDXの実現等を目的としたリスクリングに取り組む場合には、講座等の受講や資格取得経費の補助も実施しております。

今後とも、企業のニーズを踏まえた上で、区や都の支援策の活用も促すなど、連携した支援を行うことで、企業がAIを用いた先端技術

を円滑に導入・活用できるよう、取り組んでまいります。

次に、DX推進プロジェクトについてのお尋ねですが、本プロジェクトは、フロントヤード改革、業務改革の取組、DX推進に必要な環境・仕組みづくり、DX人材の育成・活用の四つの分野において自治体DXを推進してまいりました。

昨年度は、申請書作成支援端末による、書かない窓口の推進に加え、WEB口座振替受付サービスの導入などの取組により、申請に係る時間を短縮したほか、窓口に来庁せずに手続が完結するなど、区民の利便性向上に寄与したものと捉えております。

また、費用面や人材面を始めとする様々な課題についても、共同調達サービスの活用による費用削減と調達業務の効率化、計画的な人材の育成や、対面とデジタル技術の併用による対応などによりデジタルデバイドの解消に努め、効果的な対策を実施してまいります。

今後とも、区民に身近な行政を担う基礎自治体として、自治体DXの推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、まちづくりに関する御質問にお答えします。

まず、後楽二丁目再開発エリア内の施設等についてのお尋ねですが、多様化する社会課題や地域課題の解決には、スタートアップを始めとする民間企業の力が重要であると認識しております。

区では、令和六年六月に、住友不動産株式会社とGROWTH文京飯田橋の活用を通じたスタートアップ支援に係る連携協定を締結し、これまで、異業種交流事業や小学生向けのアントレプレナーシップ育成プログラムを行ってまいりました。

市街地再開発事業に伴い、施設は解体となり、中高生居場所事業アクアベースについても、本年六月二十六日をもって終了となりますが、今後も継続してスタートアップ支援に取り組んでいくことを、住友不

動産株式会社とは互いに確認しております。

引き続き、情報共有や意見交換の機会を設け、スタートアップ支援の方向性等について検討するとともに、当該エリアに限らず、中高生の居場所について検討してまいります。

次に、小石川地方合同庁舎における清掃事務所の運営状況についてのお尋ねですが、本年三月末より、文京清掃事務所本所と本郷分室を統合し、小石川地方合同庁舎において業務を開始しております。

今回の移転・統合により、職員間の情報共有と業務連携が強化され、支障なく運営しております。

今後とも、移転・統合の効果を生かし、更なる清掃業務の効率化と区民サービスの向上に努めてまいります。

次に、小石川税務署跡地についてのお尋ねですが、国有地の活用に当たっては、従前より、本区の行政需要や用地の状況について国と情報共有するとともに、情報収集に努めているところです。

小石川税務署跡地については、隣接する寮の敷地と併せて、今後、東京国税局において、必要な調査をした上で、来年度末以降に関東財務局へ引き継がれる見込みと聞いております。

このことを踏まえ、引継ぎ後に国で行う活用方針の検討に当たっては、本区の行政需要等も踏まえた検討を行うよう、本年四月に国に対して要望書を提出したところです。

今後とも、国の動向等を注視するとともに、適宜情報共有を行い、将来的な行政需要や区民ニーズ等を考慮しながら、総合的に検討してまいります。

次に、都有地の活用等についてのお尋ねですが、議員御提案の土地も含め、都有地については、活用方法が決まっていない土地を対象に、区市町村と連携して行政課題等の解決に取り組むことができるよう、

都から情報提供されることになっております。

今後とも、土地の活用等に当たっては、立地や将来的な行政需要、区民ニーズ等を考慮しながら、総合的に検討してまいります。

次に、データセンターについての御質問にお答えします。

区内にも複数のデータセンターが存在しておりますが、現在、その運営に関する騒音や排熱等の苦情はございません。

新たなデータセンターの建設に際しては、建築基準法等による規制、紛争予防条例に基づく説明会を始め、様々な規制や手続をする必要があります。

事業者等から相談を受けた際には、各種手続を適切に行うよう指導するほか、関係部署と情報共有するなど、適切に対応してまいります。また、今般、事業者に対して、施設の省エネ化の推進、まちづくりや環境に配慮を求める国や都のガイドラインが策定されました。こうした動向にも注視しながら、必要に応じて制度等を整備してまいります。

次に、旅館業に関する御質問にお答えします。

まず、施設数等についてのお尋ねですが、昨年度末時点で六十三件となっており、湯島地域が二十五件で最も多く、次いで本郷地域が十三件となっております。

コロナ禍前の令和元年度末には五十三件でしたが、感染拡大の影響を受け、四年度末には四十六件まで減少し、その後は増加に転じております。

また、近年新規開業する施設については、戸建住宅等を転用した小規模な施設や、ICT設備を活用した、従事者が常駐しない施設が増加しております。

次に、近隣住民への事前説明についてのお尋ねですが、旅館業に係

る計画説明会では、従事者が施設に常駐しない場合の緊急時対応に対する不安の声が最も多く、そのほか、騒音、ごみの処理及び喫煙等に関する要望もあると聞いております。

これらの要望については、事業者により一定の対応は図られておりますが、その対応について、近隣住民から区に御意見等が寄せられることもあるため、適切な管理運営が図られるよう指導を行っております。

次に、旅館業法施行条例の改正についてのお尋ねですが、条例改正の目的は、公衆衛生の一層の向上並びに区民の良好な生活環境の確保及び利用者の安全の確保を図るものであり、主な改正内容は、従事者の施設内の常駐や玄関帳場の設置等を義務付けるとなっております。

次に、自立支援センターに関する御質問にお答えします。

まず、開設準備についてのお尋ねですが、自立支援センター事業は、御指摘の都区協定に基づき、都区共同事業として実施しているものであり、設置場所については、都と設置区との協議により決定することになっております。

本区においては、適地を確保することが難しいため、都の協力を得ながら検討を進めているところであります。

なお、候補地については、地域への説明及び区議会へ報告の上、選定することになります。

次に、運営等についてのお尋ねですが、運営については、都内の路上生活者の減少に伴い、センターの定員規模の見直しや、インターネットカフェや知人宅等で過ごされている方の受入れも開始しており、個室化も進めているところです。

入所に当たっては、就労意欲があること、職員の指示に従い社会復

帰に向けた活動ができること、迷惑行為の心配がないこと等を事前に確認しており、事業運営上の大きな支障となる事例については報告されておりません。

施設利用者が仕事と住居を確保できるよう、ハローワーク等とも連携しながら、職員が二十四時間常駐し、就労自立を支援しております。次に、防災に関する御質問にお答えします。

まず、災害時のトイレ確保・管理計画についてのお尋ねですが、本年度末の計画策定を目的に、現在、災害用トイレの備蓄や整備状況を確認し、各施設の充足度や空白エリアについて調査を行っているところです。

計画策定に当たっては、時間経過に伴うトイレ利用環境の変化や水洗用水の確保等についても検討が必要であり、今後、整理すべき課題であると認識しております。

また、携帯トイレについては、想定される避難所外避難者約一万三千三百人の三日分を令和十二年度末までに整備する予定ですが、あわせて、自助による備蓄の必要性についても、引き続き周知啓発に努めてまいります。

次に、富士山噴火に伴う降灰対策についてのお尋ねですが、都の地域防災計画火山編に基づき、区の地域防災計画においても、火山災害の被害想定を記載し、震災と合わせて、自宅での水や食料等の備蓄を推奨しているところです。

引き続き、富士山大規模噴火時の具体的な降灰対策や家庭内備蓄については、都や他自治体の取組状況を注視してまいります。

次に、避難者生活支援についてのお尋ねですが、本年三月に公表された東京都避難者生活支援指針では、在宅避難者への支援は、避難所を拠点として実施するとともに、避難所以外に拠点を設置することも

検討し、適切な体制を整備することなど、在宅避難者への生活支援の取組に向けた方針が示されたところです。

本指針を踏まえ、避難所における在宅避難者への支援について、現在改訂を進めている避難所運営ガイドラインに反映してまいります。

また、在宅避難について積極的な周知啓発を継続するとともに、ガイドラインとは別に、災害時に在宅避難している被災者の状況把握や備蓄物資の配給方法等、生活支援に向けた具体的な取組についても検討してまいります。

次に、被災地外避難の体制構築についてのお尋ねですが、東京都避難者生活支援指針では、区市町村においては、被災地外避難が住民にとって有効な選択肢となるよう、友好都市との協定締結のほか、被災地外避難を開始する時期など、支援体制や内容等の整理を進めるものとされており。

区は、これまでも協定締結自治体と定期的な情報交換をしておりますが、今後は、更なる実効性を確保するため、受入施設の選定や移動手段等、被災地外避難の具体的な支援方法について、意見交換を行うてまいります。

次に、協定自治体と連携したグラウンドの確保についてのお尋ねですが、運動やスポーツに親しむ機会の充実と環境の整備は課題であると認識しております。

協定は、スポーツも含めた幅広い分野における住民相互の交流を目的としていることから、グラウンドの確保の可能性についても、協定自治体と協議してまいります。

次に、障害者就労支援に関する御質問にお答えします。

まず、障害者就労支援事業所の現状等についてのお尋ねですが、昨年度実施した障害者（児）実態・意向調査では、前年度より収入が増

加したと回答した事業所が約六割、減少したと回答した事業所が約一割となっております。

また、区内サービス事業所全体の約八割が、職員が不足していると回答していることから、人材確保が課題であると認識しております。

この結果を踏まえ、職員の居住支援やマッチング支援など、都による人材確保支援策について積極的に周知するとともに、区としても、引き続き就労支援者向けの研修会を開催し、専門性の向上を図ってまいります。

また、事業継続の支援としては、障害福祉サービス等事業者に対し、物価高騰対応支援給付金交付事業を実施しているところです。

次に、一般就労に向けた支援についてのお尋ねですが、就労を希望する方への対応としては、障害福祉サービスによる就労に向けた支援を行うとともに、障害者就労支援センターによる職場開拓や障害者雇用促進セミナーの開催などを通じて、企業の理解及び受入促進に取り組んでいるところです。

また、障害者就労支援センターの登録者については、企業実習のコーディネートを行うとともに、就労後も、企業訪問や関係機関と連携した生活支援などを実施し、職場定着を支援しております。

次に、区の障害者雇用率の達成に向けた取組についてのお尋ねですが、障害者雇用率の向上に向けて、障害のある正規職員を、令和六年度は四人、七年度は七人、八年度は六人と、積極的な採用を行ってまいりました。

また、短時間勤務の障害者の雇用については、これまで、業務サポート室やシュレッダー裁断業務委託、庁内障害者インターンシップ事業など、様々な取組を行っております。

一方で、区職員の総数の増加により法定雇用率の大幅な改善に至っ

ていないことや、短時間勤務の雇用に関する各事業の整理等については課題として認識していることから、今後とも、障害者を対象とする正規職員の採用を進めるとともに、業務サポート室における柔軟な勤務時間の設定など、より多様な就労の在り方について検討してまいります。

次に、障害者雇用に係る報道等についてのお尋ねですが、本区の障害者就労支援センター登録者に関しては、報道されているような事案はないことを確認しております。

引き続き、区内事業所に対する指導検査や集団指導により、事業所運営の適正化に努めてまいります。

次に、個別支援計画等についてのお尋ねですが、本区では、障害者地域自立支援協議会などを通じ、相談支援専門員、区内障害福祉サービス事業所等の関係者が連携を深めつつ、互いの専門性向上を図りながら、個別支援の質の確保に取り組んでいるところです。

引き続き、関係者の連携を強化し、適切なアセスメントによるサービス等利用計画などを踏まえて、個別支援計画を作成するとともに、モニタリングなどの機会を捉え、障害者一人一人の個性や特性に応じて更新していけるよう、質の向上に取り組んでまいります。

最後に、男女平等センター エガリテについての御質問にお答えします。

本年三月に公表した男女平等参画社会に関する区民調査の結果では、男女平等に関する意識の変化や相談・支援ニーズの多様化、特に若年層や子育て世代、高齢者それぞれに異なるニーズがあることが明らかになりました。

この結果を踏まえ、男女平等センター エガリテでは、ライフステージに合わせた講座や啓発事業の充実を図るとともに、男女平等セン

ター相談室の認知度向上に努めるほか、指定管理者や大学、民間団体等との連携や協働による事業や啓発にも取り組んでまいります。

エガリテが全世代にとってより一層身近な拠点となるために、デジタルを活用した情報発信の強化など、多様な手段を通じて区民への浸透を図り、利用促進につなげてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、小石川地方合同庁舎内に設置された後楽幼稚園についてのお尋ねですが、今年度当初から新園舎において園の運営が始まっており、並行して旧園舎の解体工事を含む園庭整備工事が進められているところです。

現時点で大きな課題はなく、円滑に運営されているものと認識しております。

最後に、国際バカロレア機構と連携した教員研修についてのお尋ねですが、この研修は、教員自身の授業実践を振り返る形で実施されているため、令和七年度教員研修受講後のアンケートでは、今まで考えたことのなかった授業の作り方を学ぶことができたといった肯定的な意見などがありました。充実した研修を適切に実施できたものと認識しております。

研修を受講した教員が所属する学校では、研修内容を校内研究につなげている事例もあります。また、今年度の公募人事では、この取組に関心をもち、文京区を希望した教員もおりました。

令和八年度につきましては、国際バカロレア機構から外部提供者を

介さない形で教員研修を実施したい旨の申し出を受けたため、同機構と直接書面を取り交わし、教員研修を実施する予定であり、現在、調整を行っているところです。

また、本年九月には、昨年度研修を受講した教員が研修内容についての理解を深め、授業に活用できるよう、国際バカロレア認定校の授業を視察し、教員同士の意見交換を実施する予定です。

〔白石英行議員「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十三番白石英行議員。

○白石英行議員 議席からの発言をお許しただけだと思います。

区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

先般、本区の国勢調査の結果、二十五万人に達しているというような資料を頂きました。

その一方で、昨日の報道では、二〇二五年出生率は過去最低の一・一四、十年間連続出生数も最少という形で、全国的に少子化は進んでいると。その中で、小池都知事は、出産数が増えましたよと。いつも合計特殊出生率は全国で一番低いという中で、人口が文京区に多く集まってきた中で、多様な様々な課題が多く発生をしているのは必須だと思っております。

これらを、私たち自由民主党文京区議会は、各議員、各委員会で議論を深めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、六月五日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会